

東アジア世界と文禄・慶長の役

—朝鮮・琉球・日本における対明外交儀礼の観点から—

桑野栄治*

はじめに

I. 朝鮮前期の東アジア国際環境

1. 明と朝鮮との関係
2. 明と琉球との関係
3. 明と日本との関係

II. 朝鮮宣祖代の儀礼と外交

1. 宣祖の冊封儀礼
2. 壬辰倭乱以前の望闕礼
 - 1) 明使の来朝と冬至の望闕礼
 - 2) 国忌にともなう朝賀礼の順延措置
3. 壬辰倭乱期の望闕礼
 - 1) 漢城奪還の皇恩に感謝する望闕礼
 - 2) 漢城還都後の南別宮における望闕礼
 - 3) 戦時下における儀礼実施上の問題点
 - 4) 東アジア世界における朝鮮と明
4. 壬辰倭乱後の望闕礼
 - 1) 朝賀礼の停滞
 - 2) 宣祖即位40年目の望闕礼

III. 「日本国王」豊臣秀吉の冊封儀礼

1. 日本国王冊封使の復命報告
2. 景輶玄蘇とルイス・フロイスの「証言」

むすび

* 久留米大学文学部准教授

はじめに

第1期の日韓歴史共同研究委員会は第2分科会において日本と韓国の双方から壬辰倭乱(文禄・慶長の役)に関する研究史の整理をこころみ、貴重な成果を学界に提供した¹。同時にこれらの成果からは、日本と韓国では今後検討すべき課題にやや食い違いが生じていることも浮き彫りとなった。日本の場合、今後の研究課題として1)朝鮮側・明側の兵糧供給システムの究明、2)被擄人の実態と送還システムの解明、3)倭城の研究、4)戦争による朝鮮社会の変化、5)豊臣政権の戦略的思考に関する研究、そして最後に6)東アジア国際秩序、とくに「冊封体制」に関する再検討を掲げる。むろん、この順番が課題としての優先順位を示すものではなかろう。ただし、日本側委員からは朝鮮の軍糧調達を主題とする論考が報告書に掲載されており²、朝鮮半島における兵糧供給システムの究明が喫緊の課題として提起されたと考えるのが自然である。

一方、韓国の場合には今後日本と韓国で行うべき共同研究の課題として、1)壬辰倭乱と東アジア国際情勢、2)日本と朝鮮王朝の水軍の戦力、3)義兵運動、4)朝鮮軍の兵力動員体制、5)壬辰倭乱の戦闘地域の調査、6)降倭・被擄人・文化財の略奪、7)壬辰倭乱期の占領政策と民衆の対応・生活相、8)相互間の文化の伝播を提示した。課題は多岐にわたっており、この順番も課題とすべき優先順位を示したわけではなかろう。韓国側委員からは壬辰倭乱に対する歴史認識を比較した論考が報告書に掲載されており³、当時、壬辰倭乱と東アジア国際情勢に関する問題がかならずしも重要な課題とされていたわけではない。

とはいえ、第1期の報告書が広く世に問われた2005年の時点では日韓双方の研究者の立場から、壬辰倭乱と東アジア国際秩序、もしくは東アジア国際情勢に関する問題を今後の研究課題として取りあげるべきとする点で、意見は一致していたようである。第1期で橋本雄氏が朝鮮国王使と「日本国王」(室町殿)との外交儀礼に注目したのも偶然ではなかろう⁴。外交儀礼が「当事国の道義的、政治的、軍事的関係を映し出す実用の鏡であった」⁵とすれば、外交儀礼の観点から壬辰倭乱期における東アジア国際環境を照射することも可能となるのではなかろうか。そこで本稿ではまず、朝鮮前期(ほぼ15・16世紀に相当)における東アジア国際環境を概観することから始めたい。

¹ 六反田豊／田代和生・吉田光男・伊藤幸司・橋本雄・米谷均・北島万次「文禄・慶長の役(壬辰倭乱)」、朴哲暉「壬辰倭乱(文禄・慶長の役)研究の現況と課題」(日韓歴史共同研究委員会編『日韓歴史共同研究報告書(第2分科篇)』同委員会、2005年11月)。

² 六反田豊「文禄・慶長の役(壬辰倭乱)開戦初期における朝鮮側の軍糧調達とその輸送」(日韓歴史共同研究委員会編、前掲報告書、所収)。

³ 鄭求福「壬辰倭乱の歴史的意味—壬辰倭乱に対する韓・日両国の歴史認識」(日韓歴史共同研究委員会編、前掲報告書、所収)。

⁴ 橋本雄「朝鮮国王使と室町幕府」(日韓歴史共同研究委員会編、前掲報告書、所収)。

⁵ ロナルド・トビ(速水融他訳)『近世日本の国家形成と外交』(創文社、1990年9月。原著はRonald P.Toby. *State and Diplomacy in Early Modern Japan Asia in the Development of the Tokugawa Bakufu*. Princeton University Press.1984)「第五章 外交儀礼の鏡を覗く—理念の世界を映し出す姿見」p.138。

I. 朝鮮前期の東アジア国際環境

1. 明と朝鮮との関係

朝鮮王朝(1392～1897年)は建国後まもなく明の太祖洪武帝(朱元璋。在位1368～98年)を頂点とするいわゆる「冊封体制」⁶に参入し、儀礼的關係を構築した。1401年(太宗元)に恵帝建文帝(在位～1398～1402年)が第3代朝鮮国王太宗(在位1400～18年)に誥命(辞令書)と金印を下賜して冊封し、まもなく靖難の変(帝位をめぐる内乱)を経て玉座に即いた成祖永楽帝(在位1402～24年)もまた2年後の1403年にあらためて太宗を「朝鮮国王」に冊封した⁷。第3代永楽帝は洪武帝の対外政策を継承すべく積極的な朝貢勧誘策を取り、東アジア国際秩序の再編につとめていた⁸。理念上、朝鮮国王は明の皇帝を中心とする同心円状の「華夷秩序」に組み込まれたのである。こうした東アジア国際環境にあった朝鮮国王が毎年正朝(元旦)・聖節(明皇帝の誕生日)・千秋節(明皇太子の誕生日)のほか冬至に朝貢使節を派遣したことは周知のとおりである。ただし厳密に言えば、1531年(中宗26)には従来の正朝使を廃止して冬至使が新設され、聖節使・千秋使・冬至使を明に派遣する1年3貢の対明外交体制へと移行した⁹。

この1年3貢体制についていまだ研究者のあいだに誤解がある。たとえば、朴成柱氏は冬至使が中宗26年から派遣されたことを指摘しつつも、「16世紀後半から冬至使が追加され、1年4貢が規例化された」と述べる。また、全淳東氏は正朝使・冬至使・聖節使に「中宗26(1531年)以後は皇太子の誕生日を祝賀するために派遣する千秋使もあわせて追加され、‘1年4使’が定例となった」という¹⁰。しかし、

⁶ 前近代東アジア世界における国際関係の特徴を表現する「冊封体制」については、さしあたり西嶋定生『西嶋定生 東アジア史論集(第3巻東アジア世界と冊封体制)』(岩波書店、2002年7月)「第1部3 冊封体制と東アジア世界」pp.95-101、参照。ただし、この政治構造に対する批判・再検討も多い。最近では、たとえば夫馬進「明清中国による対朝鮮外交の鏡としての対ベトナム外交—冊封問題と『問罪の師』を中心に」(紀平英作編『グローバル化時代の人文学—対話と寛容の知を求めて(下) 共生への問い』京都大学学術出版会、2007年3月)pp.238-244によれば、安南では「偽勅」「偽年号」を用いていることを知りながら、明は安南の朝貢を受け入れつつ、また同「一六〇九年、日本の琉球併合以降における中国・朝鮮の対琉球外交—東アジア四国における冊封、通信そして杜絶」(『朝鮮研究会論文集』第46集、2008年10月)pp.7-10によれば、清代の冊封国は朝鮮・越南(安南)・琉球の3国のみであり、かろうじて暹羅を加えた4国にすぎないという。

⁷ 末松保和『高麗朝史と朝鮮朝史(末松保和朝鮮史著作集5)』(吉川弘文館、1996年10月)「麗末鮮初に於ける対明関係」(初出は京城帝国大学文学会編『史学論叢』第2、岩波書店、1941年11月)の「第十一章 誥命印章の獲得」pp.234-237。李鉉淙「対明関係」(国史編纂委員会編『한국사9(양반관료 국가의 성립)』同委員会、ソウル、1974年12月)p.331-332。孫承喆『조선시대 한일관계사 연구—교린관계의 허와 실』(景仁文化社、ソウル、2006年2月。旧版の邦訳は鈴木信昭監訳『近世の朝鮮と日本—交隣関係の虚と実』明石書店、1998年8月)「제1장 동아시아 국제질서와 교린체제」pp.35-38。

⁸ 佐久間重男『日明関係史の研究』(吉川弘文館、1992年2月)「第一編第二章 永楽帝の対外政策と日本」pp.98-99。檀上寛「明初の海禁と朝貢—明朝専制支配の理解に寄せて」(森正夫他編『明清時代史の基本問題(中国史の基本問題4)』汲古書院、1997年10月)p.223。同「初期明帝国体制論」(杉山正明他『岩波講座世界歴史11(中央ユーラシアの統合)』岩波書店、1997年11月)pp.318-321。

⁹ 1587年(萬曆15)に完成した明代の国制総覧である『萬曆大明会典』(新文豊出版公司、台北、1977年7月)巻105、礼部63、朝貢1、東南夷上、朝鮮国条に「永楽初賜印・誥、自後每歲聖節・正旦(嘉靖十年(=中宗26年)、外夷朝正旦者俱改冬至)・皇太子千秋節、皆遣使奉表朝賀、貢方物、其餘慶慰・謝恩無常期」とあり、中宗26年3月には「每歲元朝(=正旦)の(朝)貢は冬至の前に移して入賀せよ」との聖旨が朝鮮に伝達された(『中宗実録』巻70、26年3月甲午[9日]条。史料中の〔〕内は割註、以下同じ)。

¹⁰ 朴成柱「조선초기 遣明使節에 대한 일고찰」(『慶州史学』第19輯、慶州、2000年12月。のち曹圭益他編『연행록 연구총서6(역사)』学古房、ソウル、2006年9月に再録)p.153。全淳東「15세기 조선과 명의 문물

両者ともに誤りである。朝鮮初期の遣明使節は正朝・聖節・千秋使の1年3貢、朝鮮中期の中宗26年以降は聖節・千秋・冬至使の1年3貢である。こうした誤解が生じているのは、おそらく16世紀における朝中関係の実態に迫った実証的研究に乏しいからではあるまいか。あるいは、朝鮮後期の司訳院訳官である金指南・金慶門父子が編纂した『通文館志』(1720年刊)に「國初、歳々遣わす朝京の使に、冬至・正朝・聖節・千秋の四使有り」とみえる条文¹¹を、無批判に受け入れたためかと思われる。

ところで、朝鮮では名節にあわせて朝貢使節を毎年明に派遣しただけではなかった。朝鮮王朝の基本法典である『経国大典』(成宗16年、1485)は「正朝・冬至・聖節・千秋節に殿下は王世子以下を率いて望闕礼を行う」と明記しており¹²、王朝政府の儀礼書である『国朝五礼儀』(成宗5年、1474)はこの儀註(儀礼の式次第)を嘉礼の筆頭に収録する¹³。朝鮮国王は正朝・冬至・聖節・千秋節には文武百官を率い、王都漢城の王宮より明の皇帝を遥拝する宮中儀礼(望闕礼という)を実施していたのである¹⁴。この宮中儀礼は、かつて太祖洪武帝が1369年(洪武2)に「蕃国の礼」として制定した「元正・冬至・上国聖寿節に望闕して賀う儀」¹⁵の受容と実践である¹⁵。すでに高麗恭愍王(在位1351～74年)は1372年

-
- 교류—중국문물의 유입을 중심으로」(韓国史研究会編『韓国史의 國際環境과 民族文化』景仁文化社、ソウル、2003年10月)p.93。このほか、朴元燾『明初朝鮮關係史研究』(一潮閣、ソウル、2002年3月)「15세기 朝鮮과 明의 關係」p.294も「朝鮮は後日、中宗26年(嘉靖10年、1531)から冬至使が追加され、1年4使となる」といい、16世紀の東アジア世界を素描した金翰奎「임진왜란의 국제적 환경—중국적 세계질서의 붕괴」(鄭杜熙他編『임진왜란—동아시아 삼국전쟁』휴머니스트、ソウル、2007年12月。邦訳は金子文子監訳『壬辰戦争—16世紀日・朝・中の國際戦争』明石書店、2008年12月)p.312もまた「朝鮮は賀正使・聖節使・千秋使など、1年3使に固執しただけでなく、後には冬至使を加えて1年4貢を強行した」と叙述する。一方、朝鮮時代の朝貢・冊封關係整理した權善弘「조선시대 사대관계와 책봉체제」(韓日關係史研究論集編纂委員會編『왜구·위사 문제와 한일관계(한일관계사연구논집4)』景仁文化社、ソウル、2005年6月)p.65では、朝鮮は明より「1年3～4貢という類例のない破格的待遇を受けた」と曖昧に表現する。
- ¹¹ 朝鮮史編修委員會編『通文館志(朝鮮史料叢刊第21)』(朝鮮總督府、京城、1944年3月。底本は1888年に重修刊行されたソウル大学校奎章閣蔵本)卷3、事大上、赴京使行条。この条文を根拠に、たとえば全海宗『韓中關係史研究』(一潮閣、ソウル、1970年5月)「清代 韓中朝貢關係考」p.61では「李朝初期の対明使行には冬至・正朝・聖節・千秋の四行が定期的であったという。
- ¹² 『経国大典』卷3、礼典、朝儀条に「正・至・聖節・千秋節、殿下率王世子以下、行望闕禮」とある。李成茂氏はこの「朝儀条」を根拠に「朝鮮は事大の表現として1年に4回の使臣(正朝・冬至・聖節・千秋)を派遣して朝貢した」という(同『개정증보 조선의 사회와 사상』[一潮閣、ソウル、2004年8月]「第1部第1章 朝鮮時代の王權」p.28)。しかし、この条文は正朝・冬至・聖節・千秋節の望闕礼に関する規定であって、朝貢使節に関するものではない。そもそも朝鮮政府が明に冬至使を派遣するのは中宗26年以後であり、『経国大典』には冬至使それ自体の規定が存在しない。
- ¹³ 『国朝五礼儀』卷3、嘉礼、正至及聖節望闕行礼儀条および皇太子千秋節望宮行礼儀条。
- ¹⁴ 李範稷『韓國中世礼思想研究—五礼를 中心으로』(一潮閣、ソウル、1991年9月)「第2章Ⅲ 世宗朝『五礼』의 分析」pp.327-329。桑野栄治「朝鮮初期の対明遥拝儀礼—その概念の成立過程を中心に」(『久留米大学比較文化年報』第10輯、2001年3月)。同「朝鮮世祖代の儀礼と王權—対明遥拝儀礼と園丘壇祭祀を中心に」(『久留米大学文学部紀要(國際文化学科編)』第19号、2002年3月)。同「朝鮮成宗代の儀礼と外交—『経国大典』成立期の対明遥拝儀礼」(『同』第20号、2003年3月)。同「高麗末期の儀礼と國際環境—対明遥拝儀礼の創出」(『同』第21号、2004年3月)。これら4本の論考は増補・修正のうえ、桑野栄治「高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究」(2001～2003年度科学研究費補助金[基盤研究(C)(2)]研究成果報告書、2004年2月)に収録した。また桑野栄治「正朝・冬至の宮中儀礼を通してみた15世紀朝鮮の儒教と国家—朝鮮燕山君代の対明遥拝儀礼を中心に」(『朝鮮史研究会論文集』第34集、2005年10月)、同「朝鮮中宗代における対明遥拝儀礼—16世紀前半の朝鮮と明・日本」(『久留米大学文学部紀要』第24号、2007年3月)、参照。
- ¹⁵ 『明集礼』(『景印 文淵閣四庫全書』第650冊、台湾商務印書館、台北、1983年6月、所収)卷30、賓礼1、蕃王朝賀、元正冬至上国聖寿節望闕賀儀条。『萬曆大明會典』卷58、礼部16、蕃国礼、聖節正旦冬至蕃国望闕慶祝儀条。桑野栄治、前掲「高麗末期の儀礼と國際環境」pp.76-79。岩井茂樹「明代礼制覇權主義と東アジアの秩序」(『東洋文化』第85号、2005年3月)pp.132-133。

の冬至に明製の官服である冕服を着用してこの遥拝儀礼を行い、百官とともに万歳を三唱している¹⁶。望闕礼の意義は、かつて第9代朝鮮国王の成宗(在位1469～94年)が秘書役の承政院に「予が望闕礼を行うときは、身体はここ朝鮮に在るとはいえ、親しく自ら朝天する(皇帝に拝謁することと同じである」と語ったところに端的に示されている¹⁷。本来、名節ともなれば「蕃王」たる朝鮮国王みずからが帝都北京に赴き、明帝に拝礼すべきところであるが、そうすることもできない。そこでやむをえず、朝鮮の王宮から紫禁城に住まう明帝を遥拝することにより、その責めを負っていたのである。

2. 明と琉球との関係

次に、朝鮮と同じく冊封体制下にあった琉球国の場合をみてみよう。洪武帝は当初、1372年(洪武5)に浦添を拠点とする中山王察度(在位1350～95年)がいちはやく入貢勸告に応じた(ただし中山王の冊封は1404年の第2代武寧)ことから、「大琉球国の朝貢は不時(=隨時)なり」と優遇していたが、のち琉球使臣が福建省で起こした殺人事件を理由に、1475年(成化11)に憲宗成化帝(在位1464～87年)は琉球の貢期(朝貢頻度)を2年1貢に制限した¹⁸。その後、琉球国王が1年1貢の奏請を繰り返した結果、1507年(正徳2)にようやく1年1貢の貢期を獲得したものの、1522年(嘉靖元)にふたたび2年1貢を命じられることになる¹⁹。朝鮮の1年3貢と比較すれば、その待遇の格差は歴然としている²⁰。また、

¹⁶ 「冬至、王具冕服、率百官、向闕拜賀、山呼萬歳、後百官又行本朝賀禮」(『高麗史』巻67、礼志9、嘉礼、元正冬至上国聖寿節望闕賀儀、恭愍王21年11月丁巳[14日]条)。桑野栄治、前掲「高麗末期の儀礼と国際環境」pp.75-76。

¹⁷ 「傳于承政院曰、(中略)予行望闕禮時、身雖在此、豈有異於親自朝天乎、(後略)」(『成宗実録』巻284、24年11月己亥[8日]条)。桑野栄治、前掲「朝鮮成宗代の儀礼と外交」p.107。

¹⁸ 「祖訓、大琉球國朝貢不時、王子及陪臣之子、皆入太學(=国子監)讀書、禮待甚厚、(中略)永樂以來、國王嗣立、皆請命冊封、後惟中山王至、中山王世稱尚氏、諭令二年一貢、每船百人、多不過百五十人、貢道由福建閩縣、(後略)」(『萬曆大明会典』巻105、礼部63、朝貢1、東南夷上、琉球国条)。佐久間重男、前掲書「第一編第四章 明代の琉球と中国との関係」pp.174-177。邊土名朝有『琉球の朝貢貿易』(校倉書房、1998年7月)「第一部第一章 貢期の制定」pp.23-24、同「第一部第三章 貢期の制限」pp.64-66。また『明実録』と『歴代實案』をもとに琉球の朝貢頻度を整理した岡本弘道「明朝における朝貢国琉球の位置付けとその変化—14・15世紀を中心に」(『東洋史研究』第57巻第4号、1999年3月)pp.4-6によれば、1480年代以後はほぼ2年に1度の朝貢で安定している。

¹⁹ 佐久間重男、前掲書「第一編第四章 明代の琉球と中国との関係」p.178。邊土名朝有、前掲書「第一部第三章 貢期の制限」p.76。のち、薩摩島津氏による琉球侵攻直後の貢期は10年1貢であったというのが通説であるが、夫馬進、前掲「一六〇九年、日本の琉球併合以降における中国・朝鮮の対琉球外交」pp.18-22がこの通説に異議を唱えており、示唆に富む。

²⁰ 村井章介氏は『明史』外国伝をもとに「明に対する諸国の入貢表」を作成し、朝貢回数171回の琉球は第1位で「他国より抜群に多い朝貢回数」であったという(同『海から見た戦国日本—列島史から世界史へ』筑摩書房、1997年10月、p.67)。村井氏作成の入貢表は秋山謙蔵『日支交渉史研究』(岩波書店、1939年4月)「本論第六篇第五章 勘合貿易と密貿易」p.552を参照したものと思われるが、この表によれば、朝鮮は30回(10位)、日本は19回(13位)であり、高良倉吉氏はこのデータをもとに「明朝に対し琉球はアジア最大の朝貢貿易国家であるという事実を確認することができる」という(同「琉球の形成と東シナ海世界」大石直正他『周縁から見た中世日本(日本の歴史14)』講談社、2001年12月、pp.193-194)。しかし、原則2年1貢の琉球が原則1年3貢の朝鮮の朝貢回数を、これほど大幅に上まわるとは考えにくい。『朝鮮王朝実録』を調査した朴成柱氏によれば、朝鮮初期(太祖元～成宗25年)には正朝使102回(うち兼行14回)、聖節使96回(うち兼行8回)、千秋使61回(うち兼行4回)というデータが提示されている。通常の朝貢使節に限っても朝鮮から明には約100年間に計259回派遣され、これ以外に臨時的の使節として、たとえば謝恩使の派遣回数は150回(うち兼行15回)にのぼる(同、前掲「조선초기 遣明使節에 대한 일고찰」pp.153-156)。それゆえ、村井氏作成の「明に対する諸国の入貢表」は当時の実態を反映したものとはみなしがたい。

1561年(嘉靖40)に冊封使として琉球に赴いた郭汝霖撰『重編使琉球録』によれば、朝鮮と安南(現、ヴェトナム北部)に派遣される冊封使がおよそ正7品(副使は従7品)であるのに対し、琉球と占城(チャンパ、現、ヴェトナム南部)の場合は従7品(副使は正8品)であることから、琉球国王は朝鮮国王より格下の扱いであったことになる²¹。

ただし、この貢期はあくまで原則であって、朝鮮王朝と同様、定期的な朝貢(琉球では進貢という)使節以外に謝恩使・慶賀使・進香使など臨時の使節も派遣されている²²。たとえば、『歴代寶案』には第1尚氏王統2代の尚巴志(在位1422～39年)が1425年に登極した宣宗宣徳帝(在位1425～35年)を祝賀して、「臣下たる尚巴志は遠く蕃国に居ながら、心は馳せて遥賀」という内容の表文(皇帝宛ての外交文書)を送っている²³。外交文書の常套文句ではあろうが、直接紫禁城に参内できない「蕃王」たる尚巴志の心情は、望闕礼を実施する朝鮮国王成宗の心情と相通じる。

では、朝鮮国王が毎年名節に望闕礼を実施したように、琉球国王もまた同様の宮中儀礼を実施していたのであろうか。史料の制約により即断は控えるべきであろうが、琉球王権の視座からかつて豊見山和之氏は、

「王は紅錦衣を具し、平天冠を戴き、一僧と対坐して望闕の礼を行う」(『朝鮮王朝実録』1546年)とあるように、僧侶とともに国王は「望闕の礼」=紫禁城遥拝を行っている

と指摘した²⁴。豊見山氏がその主張の根拠とした『朝鮮王朝実録』によれば、中宗37年(1542)に琉球国に漂着して4年間生活した済州漂流人朴孫ら12人から聞き取った琉球の風俗として、たしかに琉球国「王は紅錦の衣を着用し、祭礼用の平天冠をかぶり、僧と対坐して望闕の礼を行う」と記録し、「大明に事える故にこの礼を為す、と云う」と解説する²⁵。豊見山氏は触れていないが、実録記事はさらにつづけて「百官は官職の序列にしたがって整列し、庭下にて拝礼する」と記録し、漂流した済州島の朴孫らも班列の後方にて拝礼を行ったという。東アジア世界においては朴孫らもまた琉球の百官と同じく、明帝の臣下に相当するからである。したがって、おそくとも16世紀半ば頃までには琉球国王が「蕃王」として、朝鮮の望闕礼と類似した宮中儀礼を首里城内の聖なる広場「御庭」にて実施していたと考えてよからう。

²¹ 孫薇「冊封・朝貢について—中琉の冊封・朝貢関係を中心に」(法政大学沖縄文化研究所編『沖縄文化研究』17、1991年3月)pp.57-58。郭汝霖(原田禹雄訳注)『重編使琉球録』(榕樹書林、2000年4月)下、群書質異、使職要務、p.176。原文は「(前略)按我朝封錫藩王之制、如按南・朝鮮、則遣編修・給事中等官爲使、占城・琉球、則遣給事中・行人等官爲使、(後略)」(同、pp.293-294)。ただし、金龍基「朝鮮初期の対明朝貢関係考」(『釜山大学校論文集(人文・社会科学篇)』第14輯、1972年9月)p.155によれば、朝鮮初期に派遣された明使は正5品から従6品の下級官吏であって、75回の明使のうち48回は宦官であった。

²² 野口鐵郎『中国と琉球』(開明書院、1977年1月)「明代琉中往来表」、赤嶺誠紀『大航海時代の琉球』(沖縄タイムス社、1988年12月)「進貢船一覧表」、参照。

²³ 「(前略)臣尚巴志、恭遇聖君嗣登天位、遠處蕃維、心馳遙賀、仰紫宸三祝、祈聖壽以齊天、(後略)」(『歴代寶案』第1集、卷12、表奏文、洪熙元年閏7月17日付、宣徳帝宛中山王上表文)。テキストとしては沖縄県立図書館編『歴代寶案 校訂本』第1冊(沖縄県教育委員会、1992年1月)を利用した。なお、この表文については高良倉吉、前掲「琉球の形成と東シナ海世界」p.188に引用された。

²⁴ 豊見山和之『琉球王国の外交と王権』(吉川弘文館、2004年6月)「Ⅲ第1章 祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」p.234。

²⁵ 「(前略)注書尹潔因朴孫等之言、記琉球國風俗、其略曰、(中略)國王所御之殿、高五層、以板覆之、王具紅錦衣、戴平天冠、與一僧對坐、行望闕禮〔事大明、故爲此禮云〕、百官以職次、分班拜於庭下、立朴孫等於百官班後、令一時拜曰、爾國亦爲大明臣、不可不拜云」(『明宗実録』卷3、元年2月戊子朔条)。

ただ、済州漂流人が首里城にて参列した「望闕の礼」の場合、その季節に関しては『朝鮮王朝実録』に記録がない。ところが、同じく豊見山氏は薩摩藩の琉球侵攻(1609年)以前の古琉球期に「朔日・一五日ごとに首里城正殿前において官人は位階ごとに整列し、中国皇帝の長寿を祈る儀礼が導入され」、「聖節(中国皇帝の誕生日)や正月元旦に中国から頒賜された冠服を着して儀礼を行って」いることを指摘している²⁶。おそらく前者は毎月朔望の朝賀儀礼であり、後者が聖節・正朝(そしておそらく冬至)の望闕礼を意味するのではないかと考えられる。豊見山氏がその根拠とした『歴代寶案』によれば、かつて洪武帝より頒賜された冠服の損傷がはげしいため、「聖節・正朝等の事に支障を来している」という²⁷。尚巴志が明の礼部に宛てたこの咨文は、1436年(正統元)当時の琉球における王権儀礼の実施状況を示していよう。さらに、これに対する礼部の咨文に注目した邊土名朝有氏は「聖節・正朝等の事」について、

これは、洪武二年に定められた「聖節正旦冬至蕃国望闕慶祝儀」(『大明会典』卷五十八、一〇〇六頁)のことをさしている。(中略)琉球王及び臣下が冠帯を賜わった洪武三十一年以降は、冠服を具しての正式の儀式が行われたのである。

と、より踏み込んだ解釈をしている²⁸。いずれも断片的な史料ではあるが、のち18世紀前半に成立した『琉球国由来記』(1713年)と『琉球国旧記』(1731年)が示すように、薩摩藩支配下の近世琉球においても冬至・元旦・正月15日の王府儀礼は三大儀礼として最重要視され、中華皇帝が住まう紫禁城への遥拝儀礼を強調するようになった²⁹。こうした王府儀礼には、外交文書の作成に巧みで儀礼をもこなした職能集団である「閩人三十六姓」³⁰が関与していたことであろう。これらを総合的に判断すれば、琉球国王は正朝・聖節などの名節には帝都北京の紫禁城を遥拝する儀礼、すなわち望闕礼を琉球なりにアレンジのうえ実施していたとみなしうる。

²⁶ 豊見山和之、前掲書「Ⅲ第1章 祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」p.234。また、安達義弘「琉球国王のアイデンティティと冊封・朝貢体制」(『久留米大学比較文化研究』第19輯、1997年3月)pp.60-61もこの聖節・正朝の王朝儀礼に注目した。

²⁷ 「(前略)一件、朝服事、洪武年間、欽蒙太祖高皇帝給賜本國各官冠・笏・公服等件、欽遵奉受外、今照、本國各官朝服已經多年、俱以朽壞無存及不能裁製、凡遇聖節・正旦等事、行禮未便、合咨、乞爲具奏給賜便益、咨請施行、(後略)」(『歴代寶案』第1集、卷17、国王咨文、正統元年9月24日付、礼部宛中山王咨文)。ただし、朝服の件について礼部は、みずから修復して使用せよ、と回答した(同書第1集、卷4、礼部咨文、正統2年6月6日付、礼部宛中山王咨文)。

²⁸ 邊土名朝有『『歴代寶案』の基礎的研究』(校倉書房、1992年9月)「礼部咨文」p.210。

²⁹ 『琉球国由来記』卷1(伊波普猷他編『琉球史料叢書』第1、井上書房、1961年6月、所収)、王城之公事、正月朝拝御規式・朝拝、および11月冬至条。『琉球国旧記』(前掲『琉球史料叢書』第3、所収)卷3、公事、正月朝賀・南殿賀礼、および11月冬至条。近世琉球における紫禁城遥拝儀礼については豊見山和之、前掲書「Ⅲ第1章 祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」p.236-241、伊従勉『琉球祭祀空間の研究—カミとヒトの環境学』(中央公論美術出版、2005年4月)「第3部第11章 琉球王権の場所—首里城正殿唐破風の誕生とその改修について」pp.557-558、参照。

³⁰ 久米村の福建系華僑集団が琉球の王府儀礼に関与していたことについては、たとえば真栄平房昭「対外関係における華僑と国家—琉球の閩人三十六姓をめぐって」(荒野泰典他編『アジアのなかの日本史(Ⅲ海上の道)』東京大学出版会、1992年11月)pp.259-260、参照。また明の礼部が第2尚氏王統第7代の尚寧王(在位1589~1620年)に宛てた咨文に「(前略)竊惟、卑國僻處海邦、自入貢・受封之後、一切輔導・禮義、悉頼原賜三十六姓之裔、(後略)」とみえる(『歴代寶案』第1集、卷4、礼部咨文、萬曆35年12月13日付、琉球国王宛礼部咨文)。

3. 明と日本との関係

一方、日本では1402年(建文4)に室町幕府第3代将軍を辞した足利義満(在職1368～94年)が京都北山の別荘に明使を迎え、建文帝の冊封を受諾した。翌年、永楽帝の登極が報じられると義満は遣明使に「日本国王臣源」名義の表文を持たせて入明させ、その結果、1404年に永楽帝は義満をあらためて「日本国王」に冊封し、「日本国王之印」と彫られた金印を下賜した³¹。すでに前年には永楽帝によって朝鮮国王が冊封されていたから、この年1404年に琉球国王と日本国王が誕生することにより、朝鮮・琉球・日本はほぼ同時期に中華帝国を中心とする東アジア世界システム(実態は貿易システム)³²のなかに包摂されたことになる。このとき日本には永楽勘合100通がもたらされ、以後、日明間ではいわゆる「勘合貿易」が始まる。勘合船(遣明船ともいう)は1547年までの約150年間に19回にわたって派遣されたが、その実態は朝貢船である³³。明側が日本国王の室町殿(室町幕府の首長。多くの場合は室町将軍)に認めた貢期は10年1貢であって³⁴、勘合船＝朝貢使節の派遣頻度とほぼ符合する。むろん、1年3貢の朝鮮、2年1貢の琉球と比較すれば、その待遇の格差は否めない(【表1】参照)。入貢の際、正規の朝貢使節か否かを峻別するために持参を義務づけられた勘合も、事大の礼を尽くす朝鮮と琉球の2国は免除されている³⁵。勘合は1386年(洪武16)に暹羅(アユタヤ。現、タイの一部)に給付されたことに始まり、給付の対象となったのは日本・占城・爪哇(ジャワ島北部)・満刺加(マラッカ)・真臘(カンボジ

³¹ 田中健夫『中世対外関係史』(東京大学出版会、1975年4月)「第一部第二章 冊封関係の成立」pp.64-67。同『前近代の国際交流と外交文書』(吉川弘文館、1996年10月)「第二 足利将軍と日本国王号」pp.49-50。鄭樑生『明・日関係史の研究』(雄山閣、1985年1月)「第三章 明日交渉」pp.146-149。佐久間重男、前掲書「第一編第二章 永楽帝の対外政策と日本」pp.109-113および「終論 明・清からみた東アジアの華夷秩序」pp.358-359。

³² 坂野正高『近代中国政治外交史—ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』(東京大学出版会、一九七三年一〇月)「第三章 朝貢関係—『叩頭』問題」pp.76-83。浜下武志『朝貢システムと近代アジア』(東京大学出版会、1997年5月)「第一部 I 東アジア国際体系」p.22。村井章介、前掲『海から見た戦国日本』p.23。

³³ 田中健夫、前掲『中世対外関係史』「第一部第四章 明および朝鮮との通交貿易の展開」pp.153-154。同『対外関係と文化交流』(思文閣出版、1982年11月)「勘合符・勘合印・勘合貿易」p.102。「勘合貿易」の先駆的研究として同『倭寇と勘合貿易』(至文堂、1961年9月)がある。

³⁴ 「(前略)永楽初、復來朝貢、賜龜紐金印・誥命、封爲日本國王、(中略)給勘合百道、始令十年一貢、貢道由浙江寧波府、每貢正・副使等毋過二百人、(後略)」(『萬曆大明會典』卷105、礼部63、朝貢1、東南夷上、日本国条)。ただし、小葉田淳氏は1511年(正徳4)に刊行された『正徳大明會典』(『弘治會典』)の規定に疑問を呈し、10年1貢の通交制限は宝徳年間(1449～52年)以後に実施されたとする。また最近、伊川健二氏はこの通説に反論し、明側の財政事情と遣明使節による塩の密売、北京会同館における傷害事件を背景に、10年1貢の制定時期を1484年(成化20)と断定するが、『明憲宗実録』や勅諭からこの点を裏付けることはできない」とも述べており、説得力に欠ける。小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(刀江書院、1941年11月)「第六章 明の諸制度」pp.321-322。伊川健二『大航海時代の東アジア—日欧通交の歴史的前提』(吉川弘文館、2007年12月)「第一部第二章 諸国王使をめぐる通交制限」pp.60-61。

³⁵ 鄭樑生、前掲書「第二章 明の対外政策」p.62。佐久間重男、前掲書「終論 明・清からみた東アジアの華夷秩序」p.353。閔德基『前近代 東アジアのなかの韓日関係』(早稲田大学出版部、1994年7月。増補版は同『前近代 동아시아 세계의 韓・日 관계』景仁文化社、ソウル、2007年8月)「第一部第二章 朝鮮朝前期の『日本国王』観—『敵礼』の面から」pp.84-85。権善弘、前掲『조선시대 사대관계와 책봉체제』p.66。ただし勘合の現存例はなく、その使用制度・形状に関しては伍躍「日明関係における『勘合』—とくにその形状について」(『史林』第84巻第1号、2001年1月)、橋本雄「日明勘合再考」(九州史学研究会編『境界からみた内と外』(九州史学)創刊50周年記念論文集・下)岩田書院、2008年12月)など、通説に対する再検討が進行中である。

ア)・錫蘭山(スリランカ)など、海上航路により中国に來航した15カ国であった³⁶。勘合給付の対象国となった暹羅・占城・爪哇の貢期がいずれも3年1貢でありながら、日本の貢期が10年1貢であるところにも日本の異質性が容易に看取されよう。

また、田中健夫氏によれば、1402年に京都の北山殿にて行われた冊封儀礼の際には「高机を母屋の前に立て、その上に詔書をおき、義満はまず焼香し、つぎに三拝、そののち跪いてこれを拝した」という³⁷。鄭樑生氏は「義満のこういう態度は、中華世界帝国の一員にくみ入れられた属国の国王の態度以外の何をも意味するものではない」とみなす³⁸が、室町殿が明の皇帝との宗属関係を示唆する名節の遥拝儀礼を実施したのかどうか、いまのところ不明である。そのうえ、足利義満の死後、家督を継いだ4代將軍義持(在職1394～1423年)は1411年に對明外交方針を轉換して冊封関係は断絶し、6代將軍義教(在職1429～41年)が冊封関係の復活を求めて1432年に宣徳帝に表文を送り、8代將軍義政(在職1449～73年)期以降は明使の來日が途絶えるなど、皇帝對室町殿の外交関係はかならずしも安定しなかった。明の皇帝が冊封使を派遣して誥命授与の儀礼を行った形跡があるのは、義満・義持・義教の3人にすぎない³⁹。義満以下の室町殿が国内向けに「日本国王」を標榜した形跡もうかがえず、「日本国王」号は幕府が對明貿易を独占するための「通交名義」として機能することにどまっていたのである⁴⁰。

その對明貿易の利権をめぐる細川・大内両氏の争奪戦は朝貢貿易船の入関手続きを争った寧波の乱(1523年。いわゆる寧波争貢事件)を招き⁴¹、日明関係は以後、「勘合貿易」を独占していた大内氏の滅亡(1551年)とともに断絶する。16世紀の室町政権下にあつては朝貢貿易システムの本来の政治的意味は失われ、冊封体制と朝貢貿易が別個のものに転落していたことを象徴する⁴²。のち1581年に「日本国王」は對明通貢の仲裁を宣祖(在位1567～1608年)に要請したが、宣祖は「人臣に私交無し」

³⁶ 「洪武十六年、始給暹羅國、以後漸及諸國、(中略)每改元、則更造換給、計有勘合國分、暹羅・日本・占城・爪哇・滿刺加・真臘・蘇祿國東王・蘇祿國西王・蘇祿國峒王・柯支・淳泥・錫蘭山・古里・蘇門答刺・古麻刺」(『萬曆大明會典』卷108、礼部66、朝貢通例、勘合號簿条)。松浦章「萬曆四十五年暹羅國遣明使—明代朝貢形態の様相」(夫馬進編『増訂 使琉球録解題及び研究』榕樹書林、1999年9月)p.183、p.187。

³⁷ 田中健夫、前掲『中世對外關係史』「第一部第二章 冊封關係の成立」p.65。橋本雄、前掲「朝鮮國王使と室町幕府」pp172-173。醍醐寺座主満濟まんさいの日記『満濟准后日記』(『統群書類従』補遺1、統群書類従完成会、1978年4月、所収)永享6年5月12日条に「(前略)高机於立母屋前、其上被置唐書、先御燒香、次三拜、以後跪テ唐書お御拜見候キ、(後略)」とある。ただし、ごく最近では橋本雄「室町日本の對外觀—室町殿の『内なるアジア』を考える」(『歴史評論』697号、2008年5月)が、義満の受封儀礼ははたして『明集礼』など明側の賓礼規定どおりに執行されたのか否か、再検討を試みている。

³⁸ 鄭樑生、前掲書「第三章第二節 明日国交の開始」p.147。

³⁹ 田中健夫、前掲『前近代の國際交流と外交文書』「第二 足利將軍と日本国王号」pp.51-59によれば、1433年6月に明は義教に対する冊封使を派遣したが、義政以後の日本国王に対しては冊封使が派遣された形跡はない。また、義政以後は日本国内の内乱をきっかけに朝鮮使節の來日も途絶える。この点は中村栄孝『日鮮關係史の研究(上)』(吉川弘文館、1965年9月)「五 室町時代の日鮮關係」p.155。

⁴⁰ 田中健夫、前掲『前近代の國際交流と外交文書』「第二 足利將軍と日本国王号」p.44。村井章介「易姓革命の思想と天皇制」(永原慶二編『講座 前近代の天皇(第5卷 世界史のなかの天皇)』青木書店、1995年11月)p.34。

⁴¹ 寧波争貢事件に関しては最近、日本という朝貢国の入貢現場に焦点をあてた山崎岳「朝貢と海禁の論理と現実—明代中期の『奸細』宋素卿を題材として」(夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、2007年3月)がある。

⁴² 尹誠翊『명대 왜구의 연구』(景仁文化社、ソウル、2007年10月)「제3장 嘉靖時期 倭寇 활동의 증폭 요인과 활동의 양상」p.129。

との論理でこれを拒否している⁴³。では、1585年に公家社会における最高官職である関白に就任して「唐入り(=明征服)」を宣言した豊臣秀吉⁴⁴は、明の皇帝を中心とする東アジア国際秩序に包摂され、そして皇帝を遥拝する儀礼を実施したのであろうか。その前提として、秀吉は当時の明の皇帝である神宗萬曆帝(在位1572～1620年)の冊封を受諾しなければならない。かつて、豊臣政権による外交構想の性格を検討した藤木久志氏は「豊臣政権の対明外交の基軸をあくまで勘合=交易再開策にある」とみて、「豊臣の天下一統を軍事征服とみなす通説を根本的に疑う」立場をとっている⁴⁵。豊臣政権は1589年正月の時点で島津氏を介して明との「勘合」の復活を構想し、また1593年5月に明との講和交渉の過程で「勘合」の復活要求があらわれるからであり、そのうえ秀吉の「勘合」に対する理解にも問題があったという⁴⁶。すでに中村栄孝・北島万次の両氏が指摘したように、本来の「勘合」が朝貢・冊封関係を前提とするにもかかわらず、豊臣政権と明のあいだには認識のズレがあった⁴⁷。とりわけ、幕藩体制成立期における琉球支配の構図を論じた紙屋敦之氏は、

豊臣政権の1593(文禄2)年5月の日明講和交渉における「勘合」、また江戸幕府の1610(慶長15)年の対明講和交渉における「かんごう」は、ともに朝貢関係を前提としない公貿易を求めていたと考えるべきである。

と日明間の認識の食い違いを明快に指摘する⁴⁸。「勘合」に対する誤解は豊臣政権だけではなかったのである。中村質氏も豊臣政権の「勘合」を「日本を中心とする国家管理の通交体制」であり、「現実には朱印船制度のような国家管理の交易形態」と考え、徳川政権期に整備される朱印船貿易の源流を豊臣政権期に求めた⁴⁹。そもそも「勘合貿易」という用語自体が朝貢貿易という本質的な性格を曖昧にしている。ごく最近では明政府内の対日講和交渉をめぐる論争を整理した中島楽章氏が、東アジア世

⁴³ 松浦允任撰(田中健夫・田代和生校訂)『朝鮮通交大紀』(名著出版、1978年7月)巻3、萬松院公昭景(宗義智)、朝鮮国王李叟奉復日本国王殿下(萬曆9年5月日付)、pp.116-119。中村栄孝、前掲書「一八 『右武衛殿』の朝鮮遣使」pp.749-750。関德基「室町幕府の対明朝貢 仲裁요청과 朝鮮의 대응」『日本歴史研究』創刊号、ソウル、1995年3月) p.55。ただし、田中健夫、前掲『前近代の国際交流と外交文書』「第二 足利将軍と日本国王号」p.80では、この「日本国王」を最後の室町将軍足利義昭(在職1568～73年)ではなく、対馬で創作された架空の国王とみなす。

⁴⁴ 岩沢愿彦「秀吉の唐入りに関する文書」『日本歴史』第163号、1962年1月。のち三鬼清一郎編『豊臣政権の研究(戦国大名論集18)』吉川弘文館、1984年5月に再録)。中村栄孝『日鮮関係史の研究(中)』(吉川弘文館、1969年8月)「三 対外戦争における豊臣秀吉の目的」pp.241-242。

⁴⁵ 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、1985年5月)「第四章 海の平和=海賊停止令」p.243。このいわゆる「勘合貿易振興説」と「対外領土拡張説」はかねてより壬辰倭乱の動機をめぐる論点となっており、たとえば三鬼清一郎「関白外交体制の特質をめぐる」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、1987年4月) p.86、同「朝鮮役研究の一齣—中村栄孝氏の業績をめぐる」(同編『織豊政権期の政治構造』吉川弘文館、2000年6月) pp.357-360に指摘がある。

⁴⁶ 藤木久志、前掲書「第四章 海の平和=海賊停止令」pp.229-230、pp.239-244。また、村井章介『東アジア』と近世』(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座(第5巻 近世の形成)』東京大学出版会、2004年10月) pp.51-52。

⁴⁷ 中村栄孝、前掲書「二 豊臣秀吉の外征—文禄・慶長の役」pp.177-178。北島万次『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』(校倉書房、1990年9月)「第三章第二節 日明講和の和議折衝」pp.188-190。

⁴⁸ 紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』(校倉書房、1990年2月)「第一部第一章 琉球支配と幕藩体制」p.22。島津氏による琉球侵攻直後の1610年に徳川政権は日明貿易復活の仲介役を琉球に期待したが、失敗した(同、pp.25-28)。また同「対明政策と琉球支配—異国から『異国』へ」(加藤榮一他編『幕藩制国家と異域・異国』校倉書房、1989年10月) pp.265-268、参照。

⁴⁹ 中村質「東アジアと鎖国日本—唐船貿易を中心に」(加藤榮一他編、前掲書『幕藩制国家と異域・異国』、所収) pp.341-342。

界においては日本だけが朝貢貿易を許可されていないため、やむを得ず挙兵におよんだという、和議推進派である小西行長・柳川調信・宗義智・景轍玄蘇らの言説に注目した⁵⁰。1592年5月の漢城陥落後、秀吉は後陽成天皇を北京に移し、秀吉みずからは日明貿易の要港であった寧波に居所を定めて東アジアの通交関係を掌握するという具体的な(もしくは空想的な)構想を打ち出しており⁵¹、壬辰倭乱の原因論⁵²をさぐるうえで興味深い指摘である。

はたして豊臣秀吉は冊封の手続きとその意味を理解していたのであろうか。冊封体制に入った場合、明といかなる儀礼的關係を構築する必要があったのか、おそらく秀吉は理解していなかったものと思われる。1年3貢の貢期で明と朝貢・回賜の貿易システムに入っていた朝鮮と、1547年の第19次勘合船を最後に10年1貢の貢期さえ放棄した日本とでは、情報収集の面でもおおいに落差があったことであろう。軍事力を背景に天下統一を成し遂げた秀吉にとって、萬曆帝の臣下として儀礼的關係を結び、そのうえで明を中心とする朝貢貿易システムのなかに包摂されるという発想はなかった、というのが筆者の考えである。同時にそれは、壬辰倭乱が勃発した原因でもあろう。では、萬曆帝の臣下は具体的にいかなる儀礼的關係を構築していたのであろうか。そこで以下、秀吉とほぼ同時代に朝鮮半島を治めていた宣祖代に時期をしばり、望闕礼という対明外交儀礼の「場」を通して16世紀後半の東アジア世界における朝中關係の実相に迫りたい。むろん、壬辰倭乱という戦時下にあった王都漢城が主たる考察の舞台となる。そのうえで、壬辰倭乱により生じた秀吉の日本国王冊封について、若干の考察を加えることにしたい。

II. 朝鮮宣祖代の儀礼と外交

1. 宣祖の冊封儀礼

まずは宣祖の冊封儀礼の「場」をみておく必要がある。1567年7月3日、宣祖は景福宮の正殿であ

⁵⁰ 中島樂章「封倭と通貢—1594年の寧波開貢問題をめぐって」(『東洋史研究』第66巻第2号、2007年9月) p.132。「平行長通書于金應瑞、欲見更事之人、與之議事、應瑞使李弘發入往、則平調信・平義智・仙蘇(=景轍玄蘇)・竹溪(=竹溪宗逸)等、辟左右謂曰、南蠻・琉球皆是外夷而奉貢、稱臣於大明、日本獨爲棄國、未參其列、前以此意請朝鮮、欲達于大明而朝鮮牢不肯許、不得已舉兵出來、(後略)」(『宣祖実録』卷57、27年11月乙亥朔条)。

⁵¹ 中村榮孝、前掲書「二 豊臣秀吉の外征」pp.76-77。同、前掲書「三 対外戦争における豊臣秀吉の目的」pp.259-260、pp.283-284。北島万次、前掲書「第二章 豊臣政権の対外認識と東アジア」p.95。三鬼清一郎「豊臣秀吉の対外政策」(『韓国史論22(壬辰倭乱의 再照明)』国史編纂委員会、ソウル、1992年11月) pp.64-67。

⁵² 壬辰倭乱研究の学説史は北島万次、前掲書「第一章 豊臣政権の朝鮮侵略に関する学説史的検討」に詳しい。また、その原因・目的・動機に関する研究史は六反田豊他、前掲「文禄・慶長の役(壬辰倭乱)」(日韓歴史共同研究委員会編、前掲報告書、所収) pp.28-31、参照。なお朴哲暁、前掲「壬辰倭乱(文禄・慶長の役)研究の現況と課題」p.399によれば、「韓国側の研究者は、原因について体系的で深度ある分析には至っていないのが実状である」という。最近、朴秀哲「15・16세기 일본의 전국시대와 도요토미 정권—‘임진왜란’의 재검토」(歴史学会編『전쟁과 동북아의 국제질서』一潮閣、ソウル、2006年6月) pp.207-223では壬辰倭乱の原因論のほか、いわゆる豊臣平和令の問題点、「降すれば撫し、叛すれば討つ」という秀吉の侵攻論理を再検討しつつ、壬辰倭乱にかえて「壬辰戦争」という呼称を提示する。あわせて参照されたい。

る勤政殿にて即位した⁵³。当時16歳の宣祖は先代の明宗(在位1545～67年)の直系ではなく徳興大院君(中宗七男)の三男であって、明宗妃の仁順王后沈氏と大臣らの合意により玉座に即いた傍系の朝鮮国王である⁵⁴。そして翌年の宣祖元年(1568)2月27日、王都漢城には冊封使姚臣・李慶の一行が迎え入れられた。正使として朝鮮に派遣された姚臣は中官、つまり宦官である⁵⁵。宣祖の冊封の様子は当日の実録記事に以下のごとくみえる。

申時、冊封天使上使姚臣・副使李慶到迎詔門、百官皆以雨具迎詔敕、至勤政殿、殿庭亦濕、及申時、頒詔敕也、雨即止、上捧詔敕、退至中門外而還入、夕、上以宴詣太平館、(『宣祖実録』卷2、元年2月丁未[27日]条)

午後4時頃に冊封使が迎詔門に到着すると、朝鮮の文武百官は雨のなか恭しく詔勅を迎え、勤政殿に移動した。冊封使が詔勅を頒賜するころには雨もやみ、宣祖が詔勅を捧げもって中門から退場し、夕刻には太平館にて冊封使をもてなす宴を催した。壬辰倭乱以前の『宣祖実録』は断片的ではあるが、のち鵝城府院君李山海が製述した「萬曆三十六年六月十二日」付けの「宣宗大王穆陵誌」によれば、このとき宣祖は穆宗隆慶帝(在位1566～72年)より「朝鮮国王」に冊封する誥命のほか金印・冕服を授かっている⁵⁶。この年、宣祖が明を中心とする朝貢貿易体制に正式に参入したことを意味する。なお、実録記事では省略されているが、勤政殿における冊封儀礼のクライマックスは礼制上、朝鮮国王が宗親・文武百官とともに「萬歳」を三唱する場面である⁵⁷。この万歳三唱という、いわば服属儀礼は正朝・冬至の対明遥拜儀礼とも共通する⁵⁸。この点は留意すべきであろう。いずれ、豊臣秀吉にもこの儀礼の所作が要求されるからである(後述)。

史料中にみえる迎詔門(迎恩門ともいう)は、中宗32年(1537)正月に慕華館の前に新設され、扁額も掲げられていた⁵⁹。慕華館とは、漢城府の敦義門(西大門)外の盤松坊にあった明使のための送迎施設である⁶⁰。饗宴が催された太平館は崇礼門(俗称、南大門)内にあった明使のための宿泊施設であって⁶¹、いずれも中華を慕う朝鮮の対明外交姿勢を可視化した施設といえよう。

⁵³ 『宣祖修正実録』卷1、即位年7月丙辰(3日)条。

⁵⁴ 震檀学会編(李相伯著)『韓国史(近世前期篇)』(乙酉文化社、ソウル、1962年3月)「第二編第五章 士禍・党争」pp.567-568。李泰鎮『朝鮮儒教社会史論』(知識産業社、ソウル、1989年8月。邦訳は六反田豊訳『朝鮮王朝社会と儒教』法政大学出版局、2000年3月)「II. 제11장壬辰倭乱에 대한 理解의 몇 가지 문제」p.213。

⁵⁵ 「賜射朝鮮國王李峴(=明宗)諡恭憲、遣中官姚臣、行人歐布稷吊祭、封其侄署國事李昰(=宣祖)爲朝鮮國王」(『明穆宗実録』卷14、隆慶元年11月丙辰[5日]条)。

⁵⁶ 「(前略)翌年(=宣祖元年)春、皇帝遣太監姚臣・李慶、齎詔封爲朝鮮國王、欽賜誥命・冕服・彩幣、(後略)」(『宣祖実録』卷221、41年2月条、誌文)。

⁵⁷ 「(前略)左通禮啓請山呼、殿下拱手加額曰萬歳、啓請山呼、曰萬歳、啓請再山呼、曰萬萬歳、王世子及宗親・文武百官同、(後略)」(『国朝五礼儀』卷3、嘉礼、迎詔書儀)。

⁵⁸ 桑野栄治、前掲『高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究』「附録 朝鮮初期望闕行礼儀註試釈」、参照。

⁵⁹ 『中宗実録』卷83、32年正月壬午(2日)条。柳本藝『漢京識略』(純祖30年、1830)卷1、宮室、慕華館条に「(前略)館前、舊有紅箭門、中宗丙申(=中宗31年)、改立雙柱門、蓋綠琉璃瓦、扁曰迎詔門、己亥(=中宗34年)、華使薛廷寵以爲詔敕殊名、改扁曰迎恩門、(後略)」とある。テキストとしては『漢京識略(第2版)』(ソウル特別市史編纂委員会、ソウル、2000年8月)を利用した。

⁶⁰ 「在敦義門外西北、本慕華樓、世宗十二年(=1430)、改爲館」(『新增東国輿地勝覽』[中宗26年、1531]卷3、漢城府、宮室条、慕華館の項)。「在盤松坊東、有迎恩門、爲華使迎送之所」(『大東地志』[高宗元年、1864]卷1、漢城府、宮室条、慕華館の項)。

⁶¹ 「在崇禮門内、待中朝使臣、館後有樓」(『新增東国輿地勝覽』卷3、漢城府、宮室条、太平館の項)。「在崇禮

冊封使を迎えた朝鮮ではその後、2月28日に宣祖主宰の翌日宴、29日に景福宮慶會樓の觀覽後に勤政殿にて饗宴、30日には政府高官が太平館にて冊封使をもてなしている⁶²。これら一連の儀礼は対明外交上のルールである。明使滞在中の接待儀礼については成宗16年正月に施行された『経国大典』に「明朝廷の使臣が王都漢城に到着すると、下馬宴と翌日宴を設ける〔王世子・宗親府・議政府・六曹もまた順次、宴を設ける〕。使臣が帝都北京に還る際には、餞宴を設ける」とあり⁶³、明使の漢城到着後は原則として、下馬宴→翌日宴→餞宴の順に朝鮮国王主宰の宴席が設けられる⁶⁴。この外交ルールからすれば、冊封使が帰国する際には餞宴が開かれるはずであるが、『宣祖実録』には冊封使の帰国に関する記録さえ残っていない。そこで『宣祖実録』編纂の際に最初の11年間分を補う史料として活用された柳希春『眉巖日記草』を徴すれば、3月1日に冊封使は漢江遊覽を楽しんでいる⁶⁵。当時、漢城を訪れた明使にとって漢江遊覽はいわば定番のコースであった⁶⁶。その後、3日に太平館にて餞別の上馬宴が催され、翌日の3月4日に宣祖は百官とともに慕華館の迎詔門から帰国の途につく冊封使を見送った⁶⁷。今回の宣祖に対する冊封を感謝すべく、右議政丁應斗と吏曹判書姜暹が謝恩使として明に派遣されたのは3月下旬のことである⁶⁸。

以上、冊封使の漢城滞在は1週間程度にすぎなかったが、朝鮮宣祖の冊封儀礼は上述した接待儀礼を含み、そして謝恩使を派遣することによって完了した。

2. 壬辰倭乱以前の望闕礼

1) 明使の来朝と冬至の望闕礼

宣祖代における望闕礼の実施を伝える最初の記録は、宣祖5年(1572)11月の冬至にみえる。この

門内、爲華使留館、(中略)仁祖朝、撤之、構弘濟院(『大東地志』卷1、漢城府、宮室条、太平館の項)。

⁶² 「行翌日宴、上行酒於天使、五爵而畢後還宮」、「上於慶會樓、請宴兩天使、慶會樓觀光後、勤政殿赴宴」、「宰樞宴于大平館」(順に『宣祖実録』卷2、元年2月戊申[28日]・己酉[29日]・庚戌[30日]条)。

⁶³ 「朝廷使臣、(中略)致京、設下馬宴・翌日宴〔王世子・宗親府・議政府・六曹亦以次設宴〕、及還、設餞宴〔凡接待、考儀軌行之、倭・野人同〕」(『経国大典』卷3、礼典、待使客条)。また『国朝五礼儀』卷5、賓礼、宴朝廷使臣儀条。

⁶⁴ のち『通文館志』卷4、事大下、入京宴享儀条によれば、明使入京後に5回(下馬宴・翌日宴・仁政殿請宴・回礼宴・別宴)、帰国時に2回(上馬宴・餞宴)、計7回の饗宴が明使のために設けられる。また、李鉉淙「明使接待考」(『郷土서울』第12号、ソウル、1961年11月)pp.141-145。

⁶⁵ 「天使二員遊觀漢江」(『眉巖日記草』第1冊、戊辰3月初1日条)。テキストとしては朝鮮史編修会編『眉巖日記草(朝鮮史料叢刊第8)』(朝鮮総督府、京城、1936年3月。底本は文化柳氏家蔵本)を利用した。

⁶⁶ 李相培「조선전기 外国使臣접대와 明使의 遊觀연구」(『国史館論叢』第104輯、果川、2004年10月。のち曹圭益他編『연행록연구총서7(정치・경제・외교)』学古房、ソウル、2006年9月に再録)pp.242-243によれば、明使の漢城遊觀地は漢江、寺刹、都城内の個人宅、成均館、慕華楼、南山の順である。

⁶⁷ 「以太平館上馬宴、朝、詣漢城府内依幕、(中略)巳時、百官隨駕至太平館近處、館員除筵番外入依幕、盧君(=盧守慎)及余之出入、(後略)」、「罷漏後、以天使回程、百官先詣慕華館、(中略)巳時、上與天使酬酢、四爵禮畢、兩天使與上相別、步至迎詔門外、與百官相揖而別、(後略)」(順に『眉巖日記草』第1冊、戊辰3月初3日・初4日条)。

⁶⁸ 「是日、謝恩使乃謝冊封、故丁應斗代爲右相之任、姜暹亦假吏判之銜」(『眉巖日記草』第1冊、戊辰3月21日条)。なお、朝鮮官人が外交使節として北京に派遣される場合、一般的に「假銜」として臨時に1品階をあげることが慣例であった。金松姫『朝鮮初期堂上官兼職制研究—東班京官職과 臨時職을 중심으로』(漢陽大学校出版部、ソウル、1998年12月)「第4章1 対明使臣과 明使迎接官」p.240。

日の記録も柳希春『眉巖日記草』をもとに作成されたものである⁶⁹。

冬至、罷漏天明、上率群臣、行望闕禮、仍班、又行兩大妃殿賀禮、禮畢、群臣退、○辰正、上出坐殿上、群臣入行賀禮、禮畢、(『宣祖実録』卷6、5年11月己丑〔7日〕条)

冬至の日、漢城府内の夜間通行禁止を解除する大鍾が鳴る(罷漏。5更3点)明け方(天明)に、宣祖は群臣を率いて望闕礼を実施した。朝鮮国王が文武百官とともに冬至を大明皇帝に祝う対明遥拝儀礼である。ついで兩大妃殿つまり仁聖王后(仁宗妃)と仁順王后(明宗妃)に対して冬至を祝い、これらの儀礼を終えると群臣はいったん王宮の正殿から退場する。当日の午前8時頃(辰正)になると、宣祖はふたたび正殿に出御し、群臣は宣祖に対して朝賀礼を執り行う。前者の望闕礼は明帝を祝賀の対象とする対外的な宮中儀礼であり、後者の朝賀礼は朝鮮国王を祝賀の対象とする国内向けの宮中儀礼である⁷⁰。望闕礼と朝賀礼が終了すると、通常は王宮の正殿にて会礼宴が催される⁷¹が、この年宣祖6年冬至の実録記事では会礼宴の記録を欠く。正朝・冬至の会礼宴は中宗代(1506～44年)に早魃とそれにとまなう凶作の影響により実施されない傾向にあった⁷²。史料の制約により判断しがたいところであるが、おそらくこの年冬至に会礼宴は催されなかったものと思われる。

ここで留意すべきは、このとき朝鮮は漢城に明からの詔諭使節を迎えていたことである。明使の翰林院編修(正7品)韓世能・吏科左給事中(従7品)陳三謨の一行は11月1日に漢城に到着し、萬曆帝の登極を通達する詔勅をもたらした。当日の正午、慕華館に出御した宣祖は文武百官を率い、五拜三叩頭の拝礼をもって明使を迎えた⁷³。夕刻になると、宣祖はやはり群臣を率いて太平館に向かい、明使を慰勞すべく下馬宴を催している⁷⁴。すでに冊封使の迎接儀礼の「場」でみたように、これら一連の儀礼は対明外交上のルールである。そしてこの外交ルールにのっとり翌日は早朝より太平館にて翌日宴が開かれた。その際に宣祖は、明使が7日の冬至に望闕礼を行ってから明に帰国することを知る⁷⁵。そのため、朝鮮政府では冬至の望闕礼を宣祖は明使とともに同じ場所で挙行すべきか否かが問題となったが、柳希春は明使と同席する必要はない、とこれを否定した⁷⁶。

⁶⁹ 『眉巖日記草』第7冊、壬申11月初7日条。

⁷⁰ 『国朝五礼儀』卷3、嘉礼、正至王世子百官朝賀儀〔誕日賀附〕条。『国朝五礼序礼』卷2、嘉礼、排班図、勤政殿正至誕日朝賀之図。正朝・冬至の朝賀礼の事例については桑野栄治、前掲『高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究』にも触れたが、韓国では韓亨周「朝鮮初期 朝賀儀礼에 대한 考察—正至朝賀를 중심으로」(『明知史論』第13輯、ソウル、2002年2月)のほか、姜制勳「조선초기 朝會 의식」(『朝鮮時代史學報』28、ソウル、2004年3月)、同「朝鮮世祖代의 朝會와 王權」(『史叢』61、ソウル、2005年9月)、同「조선 성종대 朝會儀式과 朝會 운영」(『韓國史學報』第27号、ソウル、2007年5月)、同「조선 초기 朝儀의 의례구조와 상징」(『韓國史研究』137、ソウル、2007年6月)など、朝鮮初期に時期をしばった朝會儀礼全般の構造分析が進んでいる。とはいえ、正朝・冬至の朝賀礼が朝會儀礼の中軸をなす「大朝會」であり、その前提として望闕礼が実施されることはいうまでもない。

⁷¹ 『国朝五礼儀』卷3、嘉礼、正至会儀条。『国朝五礼序礼』卷2、嘉礼、排班図、勤政殿正至会百官之図。

⁷² 桑野栄治、前掲「朝鮮中宗代における対明遥拝儀礼」p.118。

⁷³ 「上以卯時爲迎詔、而至午時、天使韓世能・陳三謨奉詔敕而至慕華館、上率百官、行迎拜禮、即五拜三叩頭也、百官從下先行、(後略)」(『宣祖実録』卷6、5年11月癸未〔1日〕条)。

⁷⁴ 『宣祖実録』卷6、5年11月癸未〔1日〕条。

⁷⁵ 「早朝、上乃出、率百官詣太平館、設翌日宴、行九爵、上再行酒而止、日暮雪止、還宮、(中略)天使以初七日冬至、行望闕禮後發行云、天使明日將謁聖」(『宣祖実録』卷6、5年11月甲申〔2日〕条)。

⁷⁶ 「天使到成均館、(中略)又衆議冬至望闕禮、或疑上與天使同行一處、希春以爲、不當同處爲之云」(『宣祖実録』卷6、5年11月乙酉〔3日〕条)。

そのうえ宣祖は明使に滞在日程を延長するよう要請している。次に示す実録記事がそうである。

天使詣景福宮、周覽慶會樓、赴勤政殿之宴、上以宗系改正・惡名申雪奏請使將遣事、令通事告于兩使、答曰、天子聖明、今若奏請、可得請矣、上又請曰、初七日發行云、冬至節日行望闕禮而後發行、日晚矣、一日之間請留、天使曰、懇至、當依許留、(後略) (『宣祖実録』卷6、5年11月丙戌[4日]条)

この日、明使は景福宮の慶會樓を觀覽し、勤政殿の饗宴に招待された。その際に宣祖はまず「宗系を改正し惡名を申雪する奏請使」、つまり宗系弁誣奏請使の派遣を打診したところ、明使は「いまの萬曆帝は聡明であり、もし明に奏請使を派遣すれば許可されるであろう」と回答した。中宗13年に再燃した朝中間の一大外交紛争である宗系弁誣問題⁷⁷は、宣祖代に入ってもいまだ解決をみていなかったため、朝鮮政府が明使を迎えることは外交交渉を直接進めるうえで絶好の機会でもあった。そのうえで宣祖は漢城滞在予定期間を延長し、冬至の望闕禮をすませた翌日に帰国してはどうかと提案したところ、明使もこれを了承した⁷⁸。宣祖が明使を引き留めたのはたんなる外交辞令ではなく、宗系弁誣をめぐる外交交渉に時間を割く必要があったからである。結局、明使韓世能は冬至の翌日8日に催された太平館での上馬宴、9日に慕華館での餞宴という公式行事をすませ、宣祖と宗室そして文武百官が見送るなか明へ帰国した⁷⁹。宗系弁誣問題はのち宣祖22年に解決を迎えるが、その際に宣祖が「中朝の明は我が国朝鮮を内服(=帝居の域)と同様に視ている」と語る⁸⁰ほど朝鮮前期の朝中間関係は緊密であった。そして朝鮮と明のこうした緊密な関係から明は壬辰倭乱に参戦することになるのである⁸¹。

さて、その後の宣祖代における望闕礼の実施状況を整理したのが【表2】である。通し番号の1より16までは壬辰倭乱以前、17より34までは壬辰倭乱期、35以降は乱後の状況を示している。以下では、宣祖代に特徴的な正朝・冬至の望闕礼の実施状況を、壬辰倭乱の戦局に目配りしつつ追跡することにした。

⁷⁷ 『正徳大明会典』朝貢条に李仁任と太祖李成桂の父子が4人の高麗国王を殺害して政権を奪取した、と記録されていたことが中宗13年に発覚し、以後、朝鮮政府はその修正を要求すべく使節をたびたび明に派遣した。末松保和、前掲書「麗末鮮初に於ける対明関係」の「第十二章 宗系弁誣の発端」。桑野栄治「朝鮮版『正徳大明会典』の成立とその現存一朝鮮前期対明外交交渉との関連から」(『朝鮮文化研究(東京大学文学部朝鮮文化研究室紀要)』第5号、1998年3月)。朴成柱「조선전기 朝・明 관계에서의 宗系문제」(『慶州史学』第22輯、慶州、2003年12月)。桑野栄治「朝鮮中宗代における宗系弁誣問題の再燃」(『久留米大学文学部紀要』第25号、2008年3月)。同「朝鮮中宗20年代の対明外交交渉—『嘉靖会典』編纂の情報収集をめぐる」(『東洋史研究』第67巻第3号、2008年12月)。同「朝鮮中宗30年代における対明外交交渉—宗系弁誣問題をめぐって」(『久留米大学文学部紀要』第26号、2009年3月)。

⁷⁸ ただし、明使が冬至の望闕礼を実施した場所は不明である。冬至前日の実録記事には「政院啓曰、明日、天使望闕禮處、時未定、何以爲之、取稟、傳曰、大臣・禮官命招議啓」(『宣祖実録』卷6、5年11月戊子[6日]条)とあるが、大臣と礼官の協議結果に関しては記録がない。

⁷⁹ 『宣祖実録』卷6、5年11月庚寅(8日)・辛卯(9日)条。

⁸⁰ 「傳曰、我國宗系昭雪、大明會典一冊、則徑請頒給、是我國莫大之慶、而卷帙未成、終有所未給、中朝視我國無異内服、而獨於會典以其載中國諸機、不爲頒給、是外夷之也、尤爲未穩、(後略)」(『宣祖実録』卷23、22年2月辛巳[4日]条)。問題となった『萬曆大明会典』全帙はこの年11月に萬曆帝より宣祖に頒賜された(同書卷23、22年11月丙寅[22日]条)。

⁸¹ たとえばケネス・スウォープ(Kenneth M. Swope)氏は明と朝鮮の関係を齒(明)を保護する唇(朝鮮)にたとえ、冊封・朝貢体制の重要性を指摘する。同「순망치한(唇亡齒寒)—명나라가 참진할 수밖에 없었던 이유」(鄭杜熙他編、前掲書『임진왜란』、所収)p.342。

2) 国忌にともなう朝賀礼の順延措置

壬辰倭乱以前の場合、『宣祖実録』をみれば望闕礼の実施状況ははかばかしくない。気象光学の日変や日食などの天譴思想⁸²、極寒・降雨という気候条件⁸³、明宗妃である仁順王後の死去にともない、正朝・冬至の宮中儀礼はしばしば停止せざるをえなかった(【表2】4・5・7・11・15)。さらに宣祖10年11月には仁宗妃の仁聖王后が景福宮にて死去しており⁸⁴、その後3年間は国喪期間ゆえ、名節の宮中儀礼は停止されたと判断される。むろん、壬辰倭乱以前の王朝国家公式記録はほとんどが戦乱により焼失しており、その結果、光海君(在位1608～23年)代に編纂された『宣祖実録』には総計61ヶ月分(約5ヶ年)におよぶ遺漏がある⁸⁵。それゆえ、望闕礼をはじめとする宮中儀礼に関する記録が脱落した可能性は十分にある。

目を引くのは、宣祖14年正朝の望闕礼が略式の「権停礼」(権停例ともいう)により実施されたことである。翌日の正月2日が明宗妃仁順王後の忌辰にあたるためである。当日の記録をみてみよう。

望闕禮權停、以明日乃仁順王后忌辰、今日行舞蹈盛禮未安、或以爲退行爲當、或以爲爲上國之禮、不可退行、命大臣及正二品以上會議于闕庭、定爲是日行之、本國賀禮則退行於初三日、永爲恒式、(『宣祖実録』卷15、14年正月朔丙寅条)

仁順王後は6年前の宣祖8年正月2日に昌慶宮の通明殿にて死去した⁸⁶。名節の正朝とはいえ、王母の忌辰に先だつて歌舞音曲により盛大な祝賀行事を行うわけにはいかない。そのため政府内では正朝の望闕礼を延期すべきという意見、あるいは「上国(=宗主国の明)の礼」を軽々しく延期すべきではないという意見に分かれた。そこで宣祖は大臣および正二品以上の高級官僚に闕庭にて会議するよう命じた。その結果、「上国の礼」である望闕礼はこれまでどおり正朝に実施し、本国朝鮮の朝賀礼は正月3日に延期し、今後ながく恒式(恒例)とすることに決定した。実際にこの年正月3日の実録記事には、

以權停禮行正朝賀、(『宣祖実録』卷15、14年正月戊辰〔3日〕条)

とあり、正朝を祝う朝賀礼は仁順王後の忌辰の翌日に権停礼によって実施されている。その後、たとえば【表2】11・14に示したとおり宣祖17年正朝と同21年正朝の朝賀礼は正月3日に執り行われており⁸⁷、宣祖14年正朝に決定した朝賀礼の順延が壬辰倭乱の勃発まではほぼ定例化していたことがうかがえる。

⁸² 「政院、以日變(=前日、「白い虹が日を貫く」という異常現象を観測)請停元朝望闕禮及初九日文昭殿大祭、上從之」(『宣祖実録』卷7、6年12月乙亥〔29日〕条)、「日有食之」(同書卷23、22年正月朔己酉条)。日變は重大な凶象であり、日食もまた為政者の不徳の致すところとみなされ、廢朝(輟朝)とされた。渡邊敏夫『日本・朝鮮・中国 日食月食宝典』(雄山閣出版、1979年5月)p.280。田村専之助『李朝鮮気象学史研究(東洋気象学史論叢Ⅰ)』(三島科学史研究所、1983年12月)pp.114-115。

⁸³ 「左右相詣闕啓曰、日候極寒、自上冒曉舉動、有妨保攝未安、明日望闕禮請命停、本朝賀禮并爲權停、上從之」(『宣祖実録』卷8、7年11月己亥〔29日〕条)、「以庭濕、停望闕禮」(同書卷18、17年正月朔己卯条)。

⁸⁴ 『宣祖実録』卷11、10年11月辛巳(29日)条。『璿源系譜紀略』(震檀学会編『韓国史(年表)』乙酉文化社、ソウル、1959年10月、所収)璿源世系、仁宗妃。

⁸⁵ 末松保和「宣祖実録解説」(『李朝実録』第30冊、学習院東洋文化研究所、1971年9月)p.1。申奭鎬「凡例」(『朝鮮王朝実録』第21冊、国史編纂委員会、ソウル、1982年9月)pp.3-4。

⁸⁶ 『宣祖実録』卷9、8年正月壬寅(2日)条。『璿源系譜紀略』璿源世系、明宗妃。

⁸⁷ 「以權停禮行賀禮、以初二日仁順王后國忌、故退行正朝賀禮也」(『宣祖実録』卷18、17年正月辛巳〔3日〕条)、「行正朝賀禮」(同書卷22、21年正月丁亥〔3日〕条)。

繁雑な儀礼を繰り返していたのはなにも朝鮮国王だけではない。かつて黄仁宇氏は「朝廷の政治は、複雑に入りこんでいるが、その要点は儀礼と人事の二つを出ない」と喝破し、「尊卑の等級を体現し、国家の体制を維持している」儀礼の政治的重要性を喚起した。宣祖と時代をともにした萬曆帝は各種儀礼を熟知した君主として評価されているが、のちに毎月数回実施される早朝の朝会も廢朝として休む日が多くなり、祭祀儀礼の面でもみずから臨席することなく官僚を代理派遣するなど、儀礼の簡略化が進むことも指摘されている⁸⁸。

3. 壬辰倭乱期の望闕礼

1) 漢城奪還の皇恩に感謝する望闕礼

宣祖25年(1592)4月13日(日本暦12日)、小西行長・宗義智らの軍勢が釜山に上陸し、ここに壬辰倭乱が勃発した。朝鮮王朝の公式記録には日本軍侵攻の記述として、

倭寇至、先是、日本賊曾平秀吉爲關白(割註略)并吞諸國、殘暴日甚、常以天朝不許朝貢爲憤、嘗遣僧玄蘇等乞假途犯遼、我國以大義拒之甚峻、賊遂傾國出師、以玄蘇・平行長・平清正・平義智等爲將、大舉入寇、(後略)『宣祖実録』卷26、25年4月13日壬寅条)

とあり、『宣祖実録』には「豊臣秀吉が関白となって国内を統一したにもかかわらず、天朝の明が朝貢を許さないのを憤っていた」とみえる。前年正月に通信使黄允吉・副使金誠一・書状官許箴一行の帰国にともない、日本回礼使として正使柳川調信・副使景轍玄蘇が来朝していたが、当時の対馬島主宗義智らによる戦争回避対策、つまり対明通貢のための「仮途入明」(「仮道入明」ともいう)交渉が実録記事にも反映されている⁸⁹。周知のように、のちに明軍は秀吉とともに博多聖福寺僧景轍玄蘇の首級に最高額の懸賞金をかけ、秀吉を「日本国王」に冊封する際には景轍玄蘇に「日本国本光禪師」の号が特賜されることになる⁹⁰。ともあれ、この日本軍侵攻が朝鮮王朝にとっては空前絶後の「倭寇」であったことはいうまでもない。4月29日に忠清道忠州の敗報に接するや、宣祖は庶出の次子である光海君を王世子に冊立し(のち宣祖25年6月より翌年正月まで分朝)、朝鮮政府では宣祖の「去邠論」(播遷論)と諸臣の漢城「固守論」が対立するなか、遼東「内附論」(逃亡論)者でもある宣祖は漢城脱出を決議して、翌日には平壤へ向かった⁹¹。

さて、壬辰倭乱期における望闕礼の実施状況をそれ以前の状況と比較した場合、【表2】に示したとおり、その差は歴然である。宣祖25年4月より7年間、宣祖は正朝・冬至そして聖節の望闕礼をほぼ毎年のように忠実に実施している(【表2】17～34)。このうち、名節以外の日に望闕礼を実施した事例がみえる。次に掲げる実録記事をみてみよう。

⁸⁸ 黄仁宇(稲畑耕一郎他訳)『万曆十五年——一五八七「文明」の悲劇』(東方書店、1989年8月)「I 万曆帝」pp.6-16。

⁸⁹ 中村栄孝「壬辰倭乱の発端と日本の『仮道入明』交渉」(『朝鮮学報』第70輯、1974年1月)pp.97-103。

⁹⁰ 長正統「景轍玄蘇について——外交僧の出自と法系」(『朝鮮学報』第29輯、1963年10月)pp.136-137。

⁹¹ 『宣祖修正実録』卷26、25年4月是月29日・是月晦日条。孫鍾聲「壬辰倭乱時 分朝에 関한 小考」(『溪村閔丙河教授停年紀念 史学論叢』刊行委員会、ソウル、1988年8月)pp.294-296。同「壬辰倭乱時 対明外交——請兵外交를 중심으로」(『国史館論叢』第14輯、果川、1990年9月)pp.172-174。北島万次「壬辰倭乱期の朝鮮と日本」(荒野泰典他編『アジアのなかの日本史(II 外交と戦争)』東京大学出版会、1992年7月)pp.133-134。同「豊臣秀吉の朝鮮侵略」(吉川弘文館、1995年9月)pp.42-44。

寅時、上幸清溪館、率百官・耆老・軍民、御吉服行望闕禮、以謝皇恩、禮畢、反素服還宮、○以克復京城告于宗廟・社稷、(『宣祖実録』卷38、26年5月乙卯[2日]条)

宣祖26年5月2日の午前4時頃に宣祖は清溪館に行幸し、文武百官・耆老・軍民を率いて望闕礼を執り行った(【表2】19)。宣祖26年3月より宣祖は平安道肅川府から南下して永柔県(別号は清溪)を行宮としており⁹²、儀礼の舞台となった清溪館は永柔県の邑内にあった客舎である⁹³。望闕礼実施の理由は「皇恩」、つまり大明皇帝の恩義に感謝するためである。その恩義とは「京城の収復」、すなわち王都漢城の奪還を意味する。この年4月中旬に明の遊撃將軍沈惟敬と小西行長とのあいだで日明和議交渉が成立すると、日本軍は漢城から撤兵した⁹⁴。日本側の理解では、明と朝鮮が降伏を受け入れる前提として漢城を撤退したのである⁹⁵が、朝鮮国王にとっては皇帝が派遣した明軍による漢城の奪回であった。和議交渉を疑問視する明政府では「社稷(国家)を失った」宣祖の責任を追及し、場合によっては「国命を託すに堪える」光海君に讓位を勧告する王位交替論まで出ていたことも事実である⁹⁶。「京城の収復」に対するまなざしは、日本・朝鮮・明の東アジア3国においてそれぞれ立場を異にする。

漢城奪還の皇恩に感謝する望闕礼実施の発案者はほかならぬ宣祖であり、4月下旬に宣祖は承政院をとおして礼曹にその処置を命じていた⁹⁷。この年正月に提督李如松率いる来援明軍により平壤の奪還に成功した⁹⁸が、その際に謝恩使の派遣が遅れ、兵部尚書石星に非難されたことがある。そのため宣祖は、今回は迅速に対応すべきと判断したのであろう。これに対して礼曹は、5月1日にまず百官を率いて朔日の哭礼を執り行い、翌日に望闕礼を実施してはどうかと回答した⁹⁹。たしかに朝鮮国王は

⁹² 『宣祖実録』卷36、26年3月戊辰(13日)条。壬辰倭乱の開戦により漢城を放棄した宣祖が翌年の宣祖26年に平安道義州より漢城に戻るまでの足取りは中村栄孝、前掲書「二 豊臣秀吉の外征」p.190、李焯錫『壬辰戦乱史—文禄・慶長の役(中巻)』(東洋図書出版、1977年3月)「第二篇第八章第一節 概況」pp.166-167、参照。

⁹³ 『朝鮮後期地方地圖』平安道篇上(ソウル大学校奎章閣、ソウル、2002年12月)「25.永柔縣地圖」、参照。

⁹⁴ 中村栄孝、前掲書「二 豊臣秀吉の外征」pp.174-175。石原道博『文禄・慶長の役』(塙書房、1963年7月)p.79、pp.182-185。李焯錫、前掲書「第二篇第八章第一節 概況」pp.153-154。北島万次、前掲『壬辰倭乱期の朝鮮と日本』p.151。金文子「豊臣政権期の日・明和議交渉と朝鮮」(『お茶の水史学』第37号、1993年10月)pp.35-36。

⁹⁵ 中村栄孝、前掲書「三 対外戦争における豊臣秀吉の目的」pp.279-271。中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』(吉川弘文館、2006年12月)「III 戦局の転換」pp.184-186。

⁹⁶ 小野和子『明季党社考—東林党と復社』(同朋舎出版、1996年2月)「第二章第二節 日明和平交渉をめぐる政争」pp.122-123。韓明基『임진왜란과 한중관계』(歴史批評社、ソウル、1999年8月)「제1부 제1장 명군 참전과 정치적 영향」pp.60-61。同『임진왜란 시기 決戦 여부를 둘러싼 朝明 갈등』(鄭玉子他『조선시대 문화사(하)—시대정신과 인간의 대응』—志社、ソウル、2007年12月)p.67。明政府内の講和問題をめぐる政策決定過程は岡野昌子「秀吉の朝鮮侵略と中国」(『中山八郎教授頌寿記念 明清史論叢』燎原書店、1977年12月)pp.148-154のほか、三木聰「万曆封倭考(その一)—万曆二十二年五月の「封貢」中止をめぐる」(『北海道大学文学研究科紀要』第109号、2003年2月)、同「万曆封倭考(その二)—万曆二十四年五月の九卿・科道會議をめぐる」(『同』第113号、2004年7月)に詳しい。

⁹⁷ 「上教政院曰、京城收復、即時似當率群臣、行望闕禮謝皇恩、而該曹似無處置議處、且平壤收復、不即謝恩、天將累以爲言、至於石尚書(=石星)亦以爲非云、今者謝恩使似當趁發、並言于禮曹」(『宣祖実録』卷37、26年4月壬子[28日]条)。

⁹⁸ 1ヶ月後の宣祖26年2月に備辺司は李如松のために顕彰碑を建てて生祠に祀ることを建議し、のち平壤には李如松と石星をあわせ祀る武烈祠が完成する。中村栄孝「朝鮮の慕明思想と大報壇」(『天理大学学報』第78輯、1972年3月)p.197。桑野栄治「朝鮮後期における国家祭祀儀礼の変動—壬辰倭乱直後の朝鮮と明」(『久留米大学文学部紀要』第23号、2006年3月)pp.35-36。

⁹⁹ 「禮曹啓曰、望闕禮所當即時舉行、而自上方面遭罔極之變、成服之前行禮未安、初一日、自上率百官、行朔

ただちに望闕礼を挙げて明に感謝すべきであるが、礼曹は「宣靖陵の変」、つまり宣陵(成宗とその継妃貞顕王後の陵墓)と靖陵(中宗の陵墓)が日本軍によって曝かれた事件¹⁰⁰に対する哭礼を優先すべきと判断したのである。朝鮮時代の刑法として導入された『大明律』刑律によれば、「凡そ謀反は、謀りて社稷を危くするを謂う。大逆は、謀りて宗廟・山陵及び宮闕を毀つを謂う」とあり、朝鮮王陵の盗掘破壊はクーデターに匹敵する大罪であって、陵遅(八つ裂き、または車裂)のうえ公衆にさらされる¹⁰¹。さらに礼曹は、望闕礼の挙行にあたっては本来の儀註から舞踏を削除するよう、宣祖に要請した¹⁰²。「宣靖陵の変」という国難にあたり、華々しい舞踏はふさわしくないと判断したのであろう。しかし、望闕礼は「上国」のための儀礼であるゆえ、舞踏はあって当然であり、ただ陳謝の際には五拜三叩頭の礼をもって対処する、と宣祖は決定を下した。舞踏はそもそも、古代中国にあつては皇帝の恩恵に対する無上の歓喜をあらわすと同時に、皇帝に対する臣従を表現する身体儀礼であつた¹⁰³。

宣祖は5月1日に文武百官を率い、闕庭に集まって慟哭した¹⁰⁴。4月下旬に「宣陵の変」を知って以来、宣祖は礼曹の進言により四拜礼ではなく、この会哭の儀礼をすでに3度実施していた¹⁰⁵。ところがその日のうちに礼曹は、「宣陵の変」はきわめて悲惨であるという宗室の順寧君李景儉の状啓を理由に、翌日予定されていた望闕礼の停止を宣祖に願い出た¹⁰⁶。これに対して宣祖は、望闕礼を実施して謝恩するのは「皇上のためのこと」とであると強調し、日程を変更すべきではないとの意向であつた。宣祖が聞くところによれば、君主の恩義を重視する中国では喪中であつても、謝恩すべきことがあれば宮城外で喪服を脱ぎ、そして儀礼を行うという。そこで礼曹が再度、大臣と協議した結果、宣祖の意向を尊重して明日5月2日の望闕礼を予定どおり実施することに賛同した。このとき宣祖は望闕礼の具体的な

日哭禮、自初二日行之(『宣祖実録』卷37、26年4月壬子[28日]条)。

¹⁰⁰ 李焯錫、前掲書『第三篇第十一章第二節 交渉の停頓』pp.418-419。壬辰倭乱後の日朝国交回復の際に、この王陵盗掘事件の犯人の引き渡しが必要な条件となる。この点については中村栄孝『日鮮関係史の研究(下)』(吉川弘文館、1969年12月)「三 江戸時代の日鮮関係」pp.264-266、三宅英利『近世日朝関係史の研究』(文献出版、1986年3月)「第二篇第一章 幕藩体制確立期の通信使」pp.158-161のほか、孫承喆、前掲書「제3장 임란직후 중화적 교린체제의 부활」pp.120-122、李啓煌『文禄・慶長の役と東アジア』(臨川書店、1997年1月)「第五章『和好』・『通好』関係の成立」pp.242-247、参照。

¹⁰¹ 『大明律』卷18、刑律、盜賊、謀反大逆条。むろん、この規定の淵源は唐律にさかのぼる。花村美樹「高麗律」(京城帝国大学法学会編『朝鮮社会法制史研究(論集第9冊)』岩波書店、1937年5月)p.57。朝鮮の陵遅刑に関してはさしあたりアンデシ・カールソン(Anders Karlsson)「千金の子は市に死せず—17・18世紀朝鮮時代における死刑と梟首」(富谷至編『東アジアの死刑』京都大学出版会、2008年2月)pp.109-115、参照。

¹⁰² 「禮曹啓曰、初二日望闕禮儀註、減去舞蹈一節、上教曰、爲上國陳賀、則似當有舞蹈之節、只於陳謝、則似當行五拜三叩頭之禮(『宣祖実録』卷37、26年4月癸丑[29日]条)。

¹⁰³ 渡辺信一郎『天空の玉座—中国古代帝国の朝政と儀礼』(柏書房、1996年9月。韓国語版は문정희・임대희訳『天空의玉座—중국 고대제국의 조정과 의례』新書苑、ソウル、2002年11月)pp.170-174。

¹⁰⁴ 「上率百官、會哭于闕庭之内(『宣祖実録』卷38、26年5月朔甲寅条)。

¹⁰⁵ 「禮曹啓曰、宣靖陵之變、前日則變服舉哀、行四拜禮矣、群議拜禮未穩云、自上率百官哭盡哀、連三日朝哭、内殿亦當如是、上從之(『宣祖実録』卷37、26年4月戊申[24日]条)。3度の会哭の儀礼は同書卷37、26年4月己酉(25日)・庚戌(26日)・癸丑(29日)条。

¹⁰⁶ 「禮曹啓曰、即見順寧君景儉狀啓、宣陵之變尤極慘痛、今日自上率百官哭臨、明日望闕禮亦姑停、(中略)上曰、哭臨事、更與大臣商確以啓、謝恩一節、則爲皇上事、聞中朝之人、則初喪如有謝恩之事、脱衰於闕門外、成禮而出云、蓋以君恩爲重也、謝恩漸晚、予意雖哭臨、明日謝恩似不可退、禮曹啓曰、更議于大臣、則當初聞變、已行三日哭禮、今又哭臨似爲未穩云、來初二日謝恩事、請依上教行之、教政院曰、明日謝恩時、此處老少及凡來此之人、於百官班列後行退立、使之同行拜禮叩頭、則是率臣民謝皇恩、而臣民亦知皇恩感激之至、此意預爲曉諭行禮、禮曹回啓曰、致謝皇恩、一如上教、實是曠世盛典、大臣之意亦如此、上從之(『宣祖実録』卷38、26年5月朔甲寅条)。

実施方法を提示している。その具体的方法とは、いまこの漢城にいる老人・子供とここに来た人びとはみな文武百官の班列の最後尾に立ち、百官と同じく拝礼と叩頭礼をさせることであった。そうすれば一般の人民も皇帝の恩義を知り、おおいに感激することとなろう。宣祖の意向をうけた礼曹は「曠世の盛典」、つまり世にまたとない盛大な儀礼と称え、大臣もまた同意している。本来、望闕礼の儀註には一般人民の参席規定はないことから、異例の措置というべきである。

備辺司もまた「京城の修復」を「一国の大慶」とみなし、群臣がこれを祝賀するのは当然である、と宣祖の意向に同調した¹⁰⁷。宣祖は漢城の民を慰めるべきであって、祝うことはできない、と念を押していた。しかし、最高行政官庁である備辺司にとってみれば「京城の恢復」は万民の幸福であるだけでなく、何より宗廟・社稷(王室と国家)の慶事であった。朝鮮各地の人民はながらく日本軍の手中におちていたため、いまや王都漢城を日本軍から奪還したことを知らないであろう。それゆえ各地に使者を派遣して皇帝の恩義が朝鮮におよび、また宗廟・社稷が回復したことを知らせるべきである、と備辺司は提案した。また、国王が明日望闕礼を実施して皇恩に感謝の意を表明したあとには、われわれ臣下は群僚・軍民を率い、闕門外にて皇恩に感謝するという。宣祖がこの提案を許可したことはいうまでもない。

すでにみたように、宣祖は5月2日の早朝に百官・耆老・軍民を率いて望闕礼を実施し、その後宣祖は宗廟・社稷に漢城奪還を報告した¹⁰⁸。望闕礼を終了すると、通常は同じく正殿にて朝賀礼が催される。しかし、王朝国家にとって「宣陵の変」はやはり忍びない惨事であることから、司憲府と司諫院の両司は朝賀礼の停止を請い、宣祖もこれを了承した¹⁰⁹。のちに李山海が製述した「宣宗大王穆陵誌」も、

(前略)萬曆二十一年癸巳春、提督協率軍兵、大破平壤之賊、(中略)夏、聞官軍收復京都、群臣請賀、王曰、可慰、不可賀也、但當率臣民行望闕禮、以謝皇恩而已、(後略)(『宣祖実録』卷221、41年2月条、誌文)

と、漢城奪還の皇恩に感謝すべく宣祖が実施した萬曆21年(宣祖26)夏5月の望闕礼に注目している。

2) 漢城還都後の南別宮における望闕礼

宣祖26年10月1日の夕刻、漢城に戻った宣祖は貞陵洞にあった月山大君(成宗の兄)の旧宅(現、徳寿宮)を行宮とした¹¹⁰。宣祖はすぐさま慕華館に向いて皇恩に感謝し、廃墟となった宗廟の前では

¹⁰⁷ 「備邊司啓曰、收復京城、一國大慶、群臣當爲陳賀、自上以爲可慰、而不可賀也、京城恢復、非徒億萬蒼生之幸、其於宗社之慶、爲如何哉、而闕然不爲喜慶之舉乎、且四方之人久陷賊藪、必不知今日克復之事、理宜遣使通諭、使明知皇恩所及、宗社重恢之意、明日自上致謝皇恩之後、臣等率群僚・軍民詣闕門外、以謝聖恩、上從之」(『宣祖実録』卷38、26年5月朔甲寅条)。

¹⁰⁸ 宣祖は平安道永柔を行宮としていたから、ここにいう「宗廟・社稷」は漢城内の宗社ではなく、永柔邑内の仮の施設を利用したのであろう。宗廟・社稷の神位(位牌)は宣祖が漢城を放棄した宣祖25年4月末に持ち出され、この年26年8月に漢城内に迎え入れられることとなる(『宣祖修正実録』卷26、25年4月是月晦日条。『宣祖実録』卷41、26年8月辛丑[20日]条)。その間、廟社の神位は宣祖26年3月上旬に定州より永柔へ移され、江華より移された世宗の暉容(肖像)とともに奉安された(『宣祖実録』卷36、26年3月丁巳[2日]・辛未[16日]条)。

¹⁰⁹ 「兩司啓曰、京城賊退、皇恩罔極、自上致謝之禮、雖不可得已、宣陵之變慘不忍言、本朝賀禮在情禮未安、雖今日所當并舉、請命停行、上從之」(『宣祖実録』卷38、26年5月乙卯[2日]条)。

¹¹⁰ 中村栄孝、前掲書「二 豊臣秀吉の外征」p.190。宣祖の漢城還都後、約1ヵ月間の活動状況は李鉉淙「壬辰倭乱과 서울」(『郷土서울』第18号、ソウル、1963年10月)pp.67-68、参照。

百官を率いて慟哭している¹¹¹。約2ヵ月後の実録記事には「上、冬至の望闕禮を南別宮に行う」とあり、宣祖は南別宮(現、ウェスティン朝鮮ホテル)にて冬至の望闕禮を実施した(【表2】20)¹¹²。南別宮とは漢城府の南部会賢坊にあった朝鮮王朝時代の別宮のひとつであり、壬辰倭乱期には日本軍総大将の宇喜多秀家、明軍総指揮官の李如松が相次いでここに駐屯した¹¹³。ついで翌年の宣祖27年には壬辰倭乱のさなかにありながら、名節の望闕禮が宣祖の主宰により忠実に実施されている。以下にその3件の事例を掲げよう。

上在貞陵洞行宮、王世子在公州、○上詣南別宮、行望闕禮、(『宣祖実録』卷47、27年正月朔庚辰条)

卯時、上行望闕禮、(同書卷54、27年8月壬戌〔17日〕条)

行冬至望闕禮于時御所、○議政府進獻誕日禮物、視平時草草、○王世子問安、(同書卷57、27年11月乙酉〔11日〕条)

いずれも簡略な記録形態ではあるが、この3件の事例は順に正朝・聖節そして冬至の望闕禮の実施状況を伝えている(【表2】21・22・23)。宣祖はこの年の正朝を貞陵洞の行宮にて迎え、前年の冬至と同様、南別宮にて望闕禮を実施した。次に、8月17日の実録記事には「卯の時(＝午前6時頃)、上、望闕禮を行う」とあるにすぎないが、当日は聖節にあたっており、宣祖が早朝より百官を率いて対明遥拝儀礼を行ったことは疑いない。最後の11月11日の実録記事では「冬至の望闕禮を時御所に行う」とあり、儀礼の舞台が時御所であったことを知らしめる。ここにいう時御所とは貞陵洞の行宮、つまり月山大君の旧宅とみてよからう¹¹⁴。当日は宣祖の誕生日であった¹¹⁵ため、議政府は礼物を進上したが、戦時中ゆえ通常より質素であったという。

その後、壬辰倭乱期には【表2】にみるとおり、宣祖は正朝・聖節・冬至の望闕禮をほぼ忠実に実施している。わずかに宣祖29年の聖節には望闕禮を実施したとの記録はない。その4日前に萬曆帝の嫡后(隆慶帝の皇后陳氏)の訃報が朝鮮に届いたため、「停朝」(輟朝。朝廷の政治を休むこと)の措置を講じており¹¹⁶、これにともない聖節を祝う望闕禮はやむなく停止したと考えられる。この例外を除けば、壬辰倭乱以前の実施状況とは対照的である。たんに倭乱以前と以後では実録記事の残存状況が異なる、という理由だけではあるまい。倭乱期には来援明軍が朝鮮半島に常駐しており、おそらくこの対

¹¹¹ 「上至慕華館、謝皇恩行四拜禮、至宗廟前、易服、率百官哭臨」(『宣祖実録』卷43、26年10月朔辛巳条)。宗廟と社稷の神位は沈義謙(明宗妃の祖父沈連源の孫)宅に奉安され、宗廟はのち光海君即位年(1608)に再建された。李賢珍『조선후기 종묘 전례 연구』(一志社、ソウル、2008年12月)「一 조선전기 종묘 營建論과 운영상의 특징」pp.53-55。

¹¹² 『宣祖実録』卷44、26年11月己卯(29日)条。

¹¹³ 「京城復、天兵入城、李提督館於小公主宅〔後稱南別宮〕、(中略)小公主宅亦倭將秀嘉所止、故見遺、(後略)」(『懲毖録』、『西厓文集 附懲毖録』成均館大学校大東文化研究院、ソウル、1958年9月、所収)卷2、癸巳4月20日条。「在會賢坊、本小公主第、宣祖壬辰、倭將平秀家住此、後李如松・楊鎬亦住于是、仁祖朝、太平館撤後、以是宮爲華使留館」(『大東地志』卷1、漢城府、宮室条、南別宮の項)。以後、朝鮮の歴代国王はこの南別宮で明・清からの使臣を接見することになる。なお、漢城における日本軍の駐屯地については李鉉淙、前掲「壬辰倭乱과 서울」pp.43-44、参照。

¹¹⁴ 「在西部皇華坊、本月山大君第、宣祖癸巳(＝宣祖26年)、自義州還都、爲時御所、光海主七年、改號慶運宮、(後略)」(『大東地志』卷1、漢城府、宮室条、明礼宮の項)。

¹¹⁵ 『濔源系譜紀略』濔源世系、宣祖。

¹¹⁶ 「仁聖皇太后〔皇帝母后也〕崩逝、停朝」(『宣祖実録』卷78、29年8月戊申〔13日〕条)。

明遥拝儀礼を権停礼により簡略に済ますことははばかられたに相違ない。そこで次に、宣祖28年聖節の実録記事をみてみよう。

上詣南別宮、與天使行聖節望闕禮、仍接見天使、(『宣祖実録』卷66、28年8月丁巳[17日]条)

8月17日の聖節にあたり、宣祖は南別宮にて「天使」とともに聖節の望闕礼を実施した(【表2】25)。従前の記録と異なるのは朝鮮国王が「天使」と対明遥拝儀礼を執り行ったところである。ここにいう「天使」とは、豊臣秀吉を日本国王に冊封すべく明より派遣された「封倭天使」李宗城を指す。この年4月下旬に宣祖は正使李宗城・副使楊方亨の一行を慕華館に迎え¹¹⁷、以来、南別宮ではしばしば会談がもたれた。この冊封日本正使李宗城が翌年の宣祖29年4月に日本に渡海することなく、釜山の日本軍営から逃亡帰国したことはよく知られている¹¹⁸。宣祖代に名節と明使の滞在期間が重なったのは宣祖5年11月の冬至以来、2度目であるが、今回は萬曆帝の聖節を明使とともに祝賀したところに注目される。聖節の望闕礼は、対明関係を維持していくうえで重要な王朝国家儀礼である。とくに今回は明使が来臨しているため、儀礼の手順と時刻については事前に熟知したうえで儀礼の「場」に臨むように、と司諫院は宣祖に助言している¹¹⁹。中央政府が今回の明使来朝に神経をとがらせていることがうかがえよう。

いまひとつ注目すべきは南別宮という空間の利用である。壬辰倭乱後、この南別宮では少なくとも4回にわたって望闕礼が実施されている(【表2】20・21・25・39)。宣祖が行宮としていた貞陵洞から距離的に近いという、地理的利便性によるものであろう。また、明将李如松らが漢城を奪還して以来、この南別宮は明、ひいては「皇恩」を象徴する空間として認識されていたものと推測される。

3)戦時下における儀礼実施上の問題点

壬辰倭乱という戦時下において、対明遥拝儀礼を実施するにはいくつかの問題点が生じた。王都漢城は灰燼に帰しており、そのなかで宮中儀礼を実施する場合、多くの困難がともなったであろうことは想像に難くない。

たとえば、宣祖29年正月に司憲府は、闕門の禁令が厳格に守られていないため、関係者以外の者が勝手に出入りしていることを問題視した。この年、宣祖は正朝の望闕礼を予定どおり済ませていた(【表2】27)¹²⁰が、その3日後のことであった。とりわけ正朝の望闕礼の際には、各官庁の下人がみだりに出入りして騒がしかったようで、司憲府は当日の門番の罷免と担当部署の取り調べを要請し、宣祖の裁可を得ている。戦乱により王宮の正殿が使えないことから、宮中儀礼も時御所で実施せざるをえず、その結果、厳粛な雰囲気を保つことは困難であったに相違ない¹²¹。

¹¹⁷ 『宣祖実録』卷62、28年4月庚午(28日)条。『宣祖修正実録』卷29、28年4月条。

¹¹⁸ 李宗城逃亡の事情は佐島顕子「日明講和交渉における朝鮮撤退問題—冊封正使の脱出をめぐる—」(中村質編『鎖国と国際関係』吉川弘文館、1997年8月)に詳しい。また、李宗城逃亡後の封倭政策に対する明政府内の反対論は小野和子、前掲書「第二章第二節 明日和平交渉をめぐる政争」pp.128-133、三木聰、前掲「万曆封倭考(その二)」pp.12-21。

¹¹⁹ 「司諫院啓曰、聖節望闕禮乃莫大之禮、況今天使來臨、自上就彼行禮、則節次早晚尤當詳審預講、不可小有差違、(後略)上答曰、依啓、(後略)」(『宣祖実録』卷66、28年8月己未[19日]条)。

¹²⁰ 「上初行望闕禮」(『宣祖実録』卷71、29年正月朔戊辰条)。

¹²¹ 「司憲府啓曰、闕門之禁全不嚴肅、常時雜人任意出入、已爲寒心、正朝望闕禮時、尤不嚴禁、各司下人闕入填塞、喧聒莫甚、極爲駭愕、其日外門守門將、並命罷職、兵曹不能檢救、亦爲非矣、色郎廳亦命推考、答曰、依啓」(『宣祖実録』卷71、29年正月庚午[3日]条)。

同じく宣祖29年12月下旬には司諫院が習儀(儀礼の予行演習)の際の問題点を指摘した。司諫院によれば、戦乱後、万事あらたに始めなければならないところであるが、もとより完全無欠を要求することは困難である。とくに望闕礼の習儀は王朝国家にとって重要な行事であり、その予行演習場は入念に調査のうえ決定する必要がある。ところが、当日の予行演習場は路傍の汚い場所に設定され、みるに堪えない状況であったという。重大な儀礼を実施するには猥雑であり、司諫院は当該官庁の堂上官と色郎庁(郎官。正5品の正郎と正6品の佐郎)の取り調べを要請し、宣祖の裁可を得た¹²²。翌年の宣祖30年正朝の実録記事には「望闕禮を行う」とあるにすぎない(【表2】30)¹²³が、荒廃した漢城のなかで宮中儀礼の予行演習場を確保することは容易ではなかったことを物語る。

その宣祖30年8月の聖節にも『宣祖実録』には「上、聖節の望闕禮を別殿に行う」とあり(【表2】31)¹²⁴、記録のうえでは望闕礼がつつがなく執り行われたかにみえる。ところが、2日後の司憲府の上啓によれば、当日にはトラブルが発生していた。この年聖節の望闕礼は別殿にて実施された。戦時中、宣祖は貞陵洞の行宮に起居しており、別殿はその行宮内にあった殿閣のひとつであろうと思われる。司憲府によれば、今月8月17日の望闕礼の際に大明皇帝の権威の象徴である「闕牌」(漢字で「闕」の文字を刻んだ木牌。闕字牌ともいう)¹²⁵が南別宮から到着したところ、不意に楽器が鳴り響いて宣祖を驚かせ、事情を下問するに至った。こうした場合は通常、当該曹の官員は即座に命令を伝達して報告しなければならない。にもかかわらず、当該曹は何ら察知することなく王宮内を驚かせたことは、きわめて遺憾である。そこで司憲府は今回も色郎庁の取り調べを要請し、宣祖は裁可を下して承旨(承政院の正3品堂上官)に取り調べを命じた¹²⁶。望闕礼が厳粛な儀礼空間のなかで実施されたことをうかがわせる事例である。またこの事例から推して、明帝を象徴する「闕牌」が壬辰倭乱期には南別宮に保管されていたのではないかと考えられる。となれば、やはり漢城内の南別宮は当時、「皇恩」を象徴する空間として認識されていたに相違ない。

すでに前年の宣祖29年9月初めに大坂城にて日明講和交渉が決裂し、この年宣祖30年8月初めには日本軍が忠清・全羅・慶尚道に兵を進めていた¹²⁷が、漢城では厳かに対明遙拝儀礼が実施されていたところにも注目したい。

¹²² 「司諫院正言洪慶臣來啓曰、亂後庶事草創、大小規模固難責備、至於望闕禮習儀、莫重之事、而行禮處所不可不審定、而今日習儀乃設於路傍汚穢之地、非但觀瞻未安、其於大禮亦涉猥褻、請該曹堂上・色郎廳、並命推考、(中略)答曰、依啓」(『宣祖実録』卷83、29年12月癸未[21日]条)。

¹²³ 『宣祖実録』卷84、30年正月朔壬辰条。

¹²⁴ 「曉、王世子問安、上行聖節望闕禮於別殿、禮罷後、王世子問安」(『宣祖実録』卷91、30年8月乙亥[17日]条)。

¹²⁵ 朝鮮総督府編『朝鮮古蹟図譜』第11冊(朝鮮総督府、1931年3月。名著出版、1973年3月復刻)、朝鮮時代、客舎、p.1580の図版5092「開城府客舎太平館殿牌及闕牌」、参照。純祖(在位1800～34年)代に中国使臣の接待儀礼を整理した『賓礼総覧』(東京大学総合図書館阿川文庫蔵)巻2、儀註、勅使望闕礼条末尾の割註に「敕使留館時、若遇聖節・正朝、則移設闕牌於西宴廳、而都監堂上以下行禮如右、若在途、則行禮於站上闕牌前」とあり、開城太平館のような駅舎上の客舎にも闕牌が置かれていた。

¹²⁶ 「司憲府啓曰、(中略)本月十七日望闕禮時、闕牌自南別宮陪來、不時鼓吹震天、自上驚怪、至於下問、爲該曹者、所當登時傳語以啓、而專不致察、使闕内震驚、極爲未便、請色郎廳推考、(中略)上曰、依啓、承旨并推考」(『宣祖実録』卷91、30年8月丁丑[19日]条)。

¹²⁷ 石原道博、前掲『文禄・慶長の役』pp.211-212。中村栄孝、前掲書「二 豊臣秀吉の外征」pp.212-215。李炯錫、前掲書「第四篇第十二章第一節 作戰第六年(一五九七年)」p.523。北島万次、前掲『豊臣秀吉の朝鮮侵略』pp.191-194。中野等、前掲書「V 慶長の再派兵」pp.311-315。

4) 東アジア世界における朝鮮と明

宣祖31年の正朝も宣祖は貞陵洞の行宮にて過ごした。実録記事には「上、世子及び群臣を率いて望闕禮を行う」とあり、宣祖が礼制どおりに王世子の光海君そして文武百官とともに正朝を祝ったことを伝える(【表2】33)¹²⁸。この年の冬至も宣祖は早朝の丑の時(午前2時頃)より別殿にて望闕礼を執り行っている(【表2】33)¹²⁹が、8月17日の聖節は望闕礼の記録を欠く。豊臣秀吉が京都の伏見城にて死去したのはその直後のことである。

倭乱終息期においても正朝・冬至の望闕礼は忠実に実施されており、記録形態それ自体は簡略ながら、むしろ明に対する恩義が増幅されているようにみうけられる。ここで筆者が注目したいのは、いわゆる「丁應泰誣奏事件」をうけて兵曹参知(正3品堂上官)李廷龜が製述した奏文(国王名義で発給する外交文書)である。宣祖31年6月に明軍総督邢玠の賛画(幕僚)であった丁應泰が、蔚山攻防戦は敗北であり軍務經理楊鎬¹³⁰はその事実を隠蔽した、と萬曆帝に上奏した。丁應泰の上奏文は、朝鮮が日本と結託し、また楊鎬の朝鮮での築城は後日わざわざいとなろう、という内容を含むものであった¹³¹。そのため宣祖はたびたび明に使節を派遣してこれを弁明し、この年10月には第3次陳奏使として正使の右議政李恒福以下、副使李廷龜・書状官黃汝一の一行を明に派遣した。この事件を解決に導いた李廷龜製述の奏文¹³²には、当時の東アジア世界における朝鮮と明との具体的な関係を示す記述がある。

奏文曰、日者、贊畫丁應泰、以築城一事、構臣以不測之語、臣驚惶痛迫、已經具本哀籲去訖、方西望雪涕、怵惕殞命、(中略)小邦自先臣(=康獻王)以來、血心事上、盡禮盡誠、律用大明律、曆用大統曆、服色・禮義無不慕尚、而天使之來、有迎詔儀、陪臣之去、有拜表禮、正・至・聖節、有望闕之禮、率皆虔心精白、肅敬將事、一如對越天威、以至各樣文書・公私簡牘、皆奉年號、習爲恒式、(中略)[兵曹參知李廷龜之製也]、(『宣祖実録』卷105、31年10月癸酉[21日]条)

この奏文ではまず、丁應泰が築城の件を捏造して宣祖を陥れようとしたため、驚いた宣祖はこの外交文書を作成して提出し、萬曆帝に無実を訴えたという。臣下たる宣祖としては、明帝が住まう西方を望んで涙を流し、おそれながら下命を待つほかなかつた。筆者が注目するのは、「小邦」つまり朝鮮が

¹²⁸ 「上在貞陵洞行宮、上率世子及群臣、行望闕禮、王世子問安」(『宣祖実録』卷96、31年正月朔丁亥条)。

¹²⁹ 「丑時、上行望闕禮於別殿[賀至日也]」(『宣祖実録』卷106、31年11月丙午[25日]条)。

¹³⁰ 翌年の宣祖32年9月には邢玠を祀る宣武祠が漢城内に完成し、のち宣祖37年7月には宣祖の意向により楊鎬をあわせ祀った。中村栄孝、前掲「朝鮮の慕明思想と大報壇」p.198。韓明基、前掲書「제1부 제1장 명군 참전과 정치적 영향」pp.82-84。桑野栄治、前掲「朝鮮後期における国家祭祀儀礼の変動」pp.37-39。

¹³¹ 朝鮮・明・日本におけるこの事件の歴史的意味は、李啓煌、前掲書「第一章 『丁應泰誣奏事件』と日・明将らの講和交渉」に詳しい。

¹³² 李廷龜の遺稿集『月沙先生集』(『影印標点 韓国文集叢刊』69、民族文化推進會、1991年11月、所収。底本は1688年に大邱にて木版により重刊された原集と、1720年に同じく大邱にて追刻された別集からなるソウル大学校奎章閣蔵本)卷21、戊戌辨誣録、丁主事[應泰]參論本国辨誣奏[戊戌冬]条は「朝鮮國王臣姓諱謹奏」の書き出しに始まるやや長文の奏文である。ただし、『宣祖実録』所収の奏文から引用した箇所に限れば、若干の文字の異同・削除はあるものの、文意に変わりはない。なお、奏文の発給主体が朝鮮国王であるのに対し、呈文の発給主体は陪臣つまり朝鮮官僚である。金暲録「朝鮮後期 事大文書の 중류와 성격」(『韓国文化』35、ソウル、2005年6月。のち曹圭益他編、前掲『연행록연구총서6(역사)』に再録)p.199、p.204。

「先臣」太祖李成桂以来、いかに心血をそそいで「上国」の明に事大の礼を尽くしてきたかを語った箇所である。朝鮮の明に対する事大関係はまず、朝鮮では(1)律は『大明律』を運用し、(2)暦は明から頒賜された『大統暦』を採用している。服色(衣服や車馬などの色)と儀礼も明の制度を慕いたつとび、(3)明使が来朝すれば迎詔の儀があり、(4)朝鮮国王の臣下を皇帝の陪臣として使節を派遣する際には拝表の儀が制度化されている。そして(5)正朝・冬至・聖節ともなれば朝鮮国王は王宮にて望闕礼を実施する。宣祖がこれらの儀礼を敬虔かつ潔白な心で恭しく執り行っているのは、ひとえに天子たる明帝の威光にこたえるためである。加えて朝鮮では(6)各種行政文書はもちろん、公私の手紙に至るまですべて明の年号を用いることが慣習化されている。

ここには何らの誇張もなく、東アジア世界における朝鮮と明との国際関係が明快に綴られている。まず、(1)については『経国大典』刑典の冒頭にある用律条に「大明律を用いる」と規定するように、朝鮮では刑法規範として『大明律』を遵用し、すでに太祖4年(1395)2月に吏読(漢字の音訓を利用した韓国語表記法)により註解した『大明律直解』30巻が刊行されている¹³³。(2)の『大統暦』の場合、高麗恭愍王19年(洪武3、1370)5月に洪武帝よりはじめて冕服とあわせ高麗に頒賜された¹³⁴。高麗から朝鮮への王朝交替後も、たとえば洪武帝にかわって建文帝が即位すると翌年の定宗元年(建文元、1399)の『大統暦』が朝鮮にもたらされ、以後、太宗4年(永楽2、1404)より『大統暦』100部の頒賜が慣例となる¹³⁵。宣祖年間ではたとえば、宣祖6年(萬曆元、1573)11月の『明実録』に「朝鮮国に大統暦日一百本を給う」とあり、また宣祖36年3月の実録記事には「大統暦一百本、天朝より来る」とみえ、『大統暦』100部が冬至使帰国の際に託されている¹³⁶。『大明会典』によれば、萬曆年間当時は毎年11月1日に翌年の『大統暦』が百官に給賜のうえ全国に公布され、「琉球・占城などの外国には、正統年間(=1436~49年)以前は朝貢の際にそれぞれ王暦1本と民暦10本を給与していた。現在、常に給与しているのは朝鮮国だけで、王暦1本と民暦100本である」とあり¹³⁷、朝鮮が琉球・占城より優遇された忠実な朝貢国であったことを物語る。「蕃王」が中国の皇帝を中心とする冊封体制に参入すれば、「正朔を奉ずる」(暦を賜らうけ、その正月朔日にしたがつこと)という「反对給付」があり¹³⁸、天子による時間の支配を受け入れることを意味した¹³⁹。こうした朝鮮の対明外交姿勢は(6)の明の年号使用とも通底する。周知のとおり、

¹³³ 『経国大典』巻5、刑典、用律条。朝鮮総督府中枢院調査課編『校訂 大明律直解』(朝鮮総督府、京城、1936年11月)巻末の花村美樹「大明律直解解説」pp.11-13。

¹³⁴ 『高麗史』巻42、世家42、恭愍王19年5月甲寅(26日)条。同書巻72、輿服志1、冠服、祭服、恭愍王19年5月条。『高麗史節要』巻29、恭愍王19年5月条。また『明実録』に「高麗使者成惟得等辭歸、上以書諭其國王王顥(=恭愍王)曰、(中略)今賜王冠服・樂器・陪臣冠服及洪武三年大統暦・六經・四書・通鑑・漢書、至可領也、(後略)」(『明太祖実録』巻46、洪武2年10月壬戌朔条)とみえる。高麗の冊封体制への参入は末松保和、前掲書「麗末鮮初に於ける対明関係」の「第二章 高麗と明の建国」pp.138-140、沈載錫『高麗国王冊封研究』(慧眼、ソウル、2002年5月)「제5장 고려와元の 책봉관계」pp.227-229。

¹³⁵ 『太祖実録』巻15、7年12月甲子(22日)条。『太宗実録』巻7、4年3月戊辰(27日)条。

¹³⁶ 『明神宗実録』巻19、元年11月辛丑(25日)条。『宣祖実録』巻160、36年3月甲子(8日)条。

¹³⁷ 「(前略)凡毎歳進御覽月令暦・大統暦・七政躔度暦、洪武年間、以九月初一日進、後以十一月初一日進、當日以大統暦給賜百官、頒行天下、(中略)如琉球・占城等外國、正統以前、俱因朝貢、毎國給與王暦一本・民暦十本、今常給者惟朝鮮國、王暦一本・民暦一百本、(後略)」(『萬曆大明会典』巻223、欽天監条)。

¹³⁸ 藤田亮策『朝鮮学論考』(藤田先生記念事業会、1963年3月)「朝鮮の年号と紀年」p.261。

¹³⁹ 大井剛「年号論」(荒野泰典他編『アジアのなかの日本史(V 自意識と相互理解)』東京大学出版会、1983年1月)p.329。

壬辰倭乱と明清交替を経て、朝鮮社会ではいわゆる「崇禎紀年」¹⁴⁰を使用する習慣が広まった。仁祖15年(1637)に公式文書から明の年号を廃止して清の正朔を奉じたにもかかわらず、祭儀の際に読みあげる祭文のほか書簡や墓誌には大明帝国最後の皇帝である毅宗崇禎帝(在位1627～44年)の年号が好んで使われた。とくに明最後の年となった「崇禎甲申」(仁祖22年、1644)が重要な意義をもつ。この年号「崇禎」を用いた崇禎紀年法は、中華の明に仮託して「小中華」を自認する小中華意識¹⁴¹の象徴である。

対明外交儀礼に属する(3)と(4)の迎詔の儀および拝表の儀は、『国朝五礼儀』嘉礼にその儀註が収録されている¹⁴²。このうち明使迎接儀礼は前朝の紀伝体史書である『高麗史』礼志にも収録されていることから、高麗の恭愍王と明の洪武帝との冊封関係が始まった時期に、明の礼制を導入して制定・運営されるようになったのであろう¹⁴³。そして(5)が本章で注目した正朝・冬至・聖節の望闕礼である。李山海製述の「宣宗大王穆陵誌」でも宣祖の対明外交姿勢が次のごとく強調されている。

(前略)乃於戊申(=宣祖41年)二月初一日、薨於貞陵洞行宮之正寢、壽五十七、在位四十一年、王剛毅果斷、恭儉慈仁、誠孝出天、英智過人、迎詔拜表之儀、聖節望闕之禮、率皆虔心精白、肅敬將事、雖在顛沛流離之際、未嘗少懈、(中略)宮中得一珍味、則必置之案上、西望拜祝曰、欲獻吾皇、何可得也、瞻戴之誠不啻如孝子之慕父母、嘗語臣隣、一則曰皇恩、二則曰皇恩、一念對越、如在左右、(後略)(『宣祖実録』卷221、41年2月条、誌文)

誌文では宣祖の剛決さと英知を称えたあと、宣祖がつねに迎詔・拝表の儀と望闕礼を敬虔かつ厳粛に執り行い、かつて壬辰倭乱時の流浪の際(「壬辰播遷」)にも怠ることはなかったという。先にみた李廷龜製述の外交文書と類似した表現があることに容易に気づく。壬辰倭乱期にあっても正朝・冬至そして聖節の望闕礼がほぼ忠実に実施されていたことは、すでにわれわれも確認済みである。いまひとつ注目すべきは、第1に皇帝の恩義、第2にも皇帝の恩義、と宣祖がつねに「對越」(天地神明にこたえること)するように臣下に語っていたというエピソードである。壬辰倭乱を経験した朝鮮国王が「再造の恩」に感じ入り、やがて明清交替後に朝鮮小中華意識が高まることはいままでもない¹⁴⁴。

¹⁴⁰ 崇禎紀年法の用例は藤田亮策、前掲「朝鮮の年号と紀年」pp.327-331。

¹⁴¹ いわゆる小中華意識については、朝鮮の諸王朝に焦点をあてつつ華夷の秩序と認識を叙述した山内弘一『朝鮮からみた華夷思想』(山川出版社、2003年8月)が有益である。また河宇鳳『조선시대 한국인의 일본 인식』(慧眼、ソウル、2006年11月。邦訳は金両基監訳『朝鮮王朝時代の世界観と日本認識』明石書店、2008年1月)「제1부 제2장 조선후기 대외인식의 구조와 추이」、参照。

¹⁴² 『国朝五礼儀』卷3、嘉礼、迎詔書儀および拝表儀〔拝箋附〕。

¹⁴³ 『高麗史』卷65、礼志7、賓礼、迎大明詔使儀条。奥村周司「使節迎接礼より見た高麗の外交姿勢—十一、二世紀における対中関係の一面」(『史観』第110冊、早稲田大学史学会、1984年3月)p.30。

¹⁴⁴ 中村栄孝、前掲「朝鮮の慕明思想と大報壇」。鄭玉子『조선후기 조선중화사상 연구』(一志社、ソウル、1998年5月)「一2. 대보단(大報壇)의 창설」。李泰鎮「조선후기 対明義理論의 변천」(『아시아문화』第10号、春川、1994年12月)。桑野栄治「朝鮮小中華意識の形成と展開—大報壇祭祀の整備過程を中心に」(朴忠錫・渡辺浩編『国家理念と対外認識—17～19世紀(日韓共同研究叢書3)』慶應義塾大学出版会、2001年5月。韓国語版は朴忠錫・渡辺浩編『국가이념과 대외인식—17～19세기(한일공동연구총서3)』匪研出版部、ソウル、2002年2月)。「再造の恩」の形成背景と顕彰事業の展開に関しては韓明基、前掲書「제1부 제1장 명군 참전과 정치적 영향」pp.67-88のほか、同「임진왜란과 동아시아 질서」(韓日関係史研究論集編纂委員会編『임진왜란과 한일관계(한일관계사연구논집5)』景仁文化社、ソウル、2005年6月)pp.118-122、同「‘再造之恩’과 조선후기 정치적—임진왜란～정조대 시기를 중심으로」(『大東文化研究』第59輯、ソウル、2007年9月)に詳しい。

4. 壬辰倭乱後の望闕礼

1) 朝賀礼の停滞

壬辰倭乱後、正朝・冬至の望闕礼がほぼ忠実に実施されている反面、望闕礼終了後に催されるべき朝賀礼はほとんど実施された形跡がない。その理由に関しては次に掲げる宣祖35年(1602)10月の実録記事が明快に答えてくれよう。

禮曹啓曰、亂後庶事草創、章服不備、禮文所載本朝陳賀各禮、一切廢而不行、極爲未安、如正至誕生日王世子百官朝賀儀、王世子嬪朝賀儀、正至會儀、中宮正至誕生日命婦朝賀儀、中宮正至會命婦儀、中宮正至誕生日王世子朝賀儀、王世子嬪朝賀儀、中宮正至誕生日百官朝賀儀、正至生辰百官賀王世子儀、朔望王世子百官朝賀等是也、目今冕服新降、東宮冕服及百官章服亦已製備、前項各儀、雖不得一一舉行、其中不可廢之大禮、則似當臨時稟裁講行、敢啓、傳曰、允、(『宣祖実録』卷155、35年10月癸丑[25日]条)

礼曹の上啓によれば、戦乱により章服(礼服)が整わず、そのため王朝政府の儀礼書つまり『国朝五礼儀』に収録された各種賀礼はいっさい停止され、実際には執り行われていなかった。この実録記事にみえる「正至誕生日王世子百官朝賀儀」とは、王世子と百官が正朝・冬至を祝う朝賀礼(国王の誕生日もこれに準ずる)を指し、「正至會儀」は朝賀礼にひきつづき王宮にて催される会礼宴を指す¹⁴⁵。望闕礼は明帝のために、朝賀礼は朝鮮国王のために名節を祝う宮中儀礼であるが、朝鮮では壬辰倭乱という非常時にあっては朝賀礼より望闕礼を最優先していたのである。たしかにこの年正朝の記録によれば、早朝より宣祖は百官を率いて望闕礼を実施し、のち中樞府判事(従1品)李德馨率いる大臣と2品以上の高級官僚が宣祖を問安した(ご機嫌伺いをたてること)と伝えており(【表2】43)¹⁴⁶、文武百官がそろって朝賀礼を実施したわけではない。しかし、「壬辰播遷」の際に失われた宣祖の誥命と冕服はいまや萬曆帝よりあらたに下賜され¹⁴⁷、王世子の冕服と百官の礼服もようやく整った。そこで、『国朝五礼儀』が定める賀礼をすべて挙行することは不可能であるが、廃止すべきでない大礼については臨時に国王の裁可を得て実施することとなった。

ではこれ以降、正朝・冬至の朝賀礼は復活したのであろうか。そこで、この年11月冬至の記録をみよう。

卯時、上行冬至望闕禮、○王世子問安、○百官以權停例不陳賀〔前此、有上教故也〕、只問安、答曰、知道、(『宣祖実録』卷156、35年11月丁卯[10日]条)

正朝と同様、宣祖はまず萬曆帝が迎えた冬至を祝うべく望闕礼を行った。ついで光海君が宣祖のもとへ問安し、文武百官もまた問安するにとどまっている(【表2】45)。つまり、冬至の朝賀礼は略式の権停礼により済まされ、『国朝五礼儀』が定めるように文武百官が朝鮮国王のために盛大に冬至を祝うことはなかった。実録記事の割註に「これより以前、国王殿下の命令が下ったためである」と説明するとこ

¹⁴⁵ 『国朝五礼儀』卷3、嘉礼、正至王世子百官朝賀儀〔誕生日賀附〕条および正至會儀条。

¹⁴⁶ 「卯初、上親臨率百官、行正朝賀禮、○大臣〔判中樞府事李德馨爲班首〕及二品以上問安、答曰、知道」(『宣祖実録』卷145、35年正月朔甲午条)。

¹⁴⁷ 「聖節使趙挺等回自京師、帝賜誥命・冕服〔壬辰播遷、命・服莫守、至是往請而補賜焉〕、上親迎于郊外、至闕內行四拜禮、受中外賀、加百官資、頒教于中外」(『宣祖実録』卷146、35年2月辛未[8日]条)。

ろからみて、宣祖は事前に冬至の朝賀礼を略式で執り行うよう指示していた、と考えられる。

そのうえ、名節における朝賀礼の簡略化はその後にも常態化した。のち宣祖38年10月に右承旨は「このたび国王殿下はまたもや誕生日と冬至の朝賀礼を略式とせよ、と王命を下されました。私たち臣下の心情としては満足できません」と前置きしつつ、朝賀礼の復活を宣祖に要請することになる¹⁴⁸。本来、朝鮮では名節にあたれば百官はみな儀容を整えた闕庭に進み、礼物を捧げて竜顔を拝し、臣従を表現する舞踏礼を捧げてお祝い申しあげる。にもかかわらず宣祖はこの10余年来、名節のたびごとに権停礼を命じていたという。壬辰倭乱以後、正朝・冬至における朝賀礼が停滞していたことは明らかである。そこで右承旨は、今後は王世子が百官を率いて朝賀礼を挙行するよう、宣祖に要請した。むろん、大臣も同じ考えであり、宣祖は「必ずしも略式にするとは限らない」と回答した。

その結果、この年11月冬至に宣祖が望闕礼を終了すると、王世子の光海君は百官を率いて朝賀礼を行っている(【表2】54)¹⁴⁹。ただし、正朝・冬至に王世子が百官を率いて朝賀礼を実施したのは、宣祖代ではこれが最後となった。そもそも当時は宗廟と宮闕の営繕が優先されていたため、手狭な仮の宮中にて望闕礼と朝賀礼を行うには無理があったようである¹⁵⁰。

2)宣祖即位40年目の望闕礼

『国朝五礼儀』によれば、朝鮮国王が明に使節を派遣する場合、外交文書である表(千秋使の場合は箋)を使節に授け、景福宮勤政殿の正門である勤政門まで使節を見送ることになっている。この王朝国家儀礼を拝表の儀といい、その儀礼空間、つまり文武百官および儀仗隊の配置は正朝・冬至・聖節の望闕礼を行う場合とほぼ同じである¹⁵¹。たとえば、萬曆29年(宣祖34)10月に明では萬曆帝が皇長子を皇太子(のちの光宗泰昌帝。在位1620年)に冊封する¹⁵²と、翌年正月に朝鮮政府は皇太子の冊封を祝うべく進賀使を派遣し、その際に宣祖は拝表の儀を親しく実施した¹⁵³。宣祖35年5月の実録記事には「辰の時(=午前8時頃)、上、千秋拜箋の禮を行う」とあり、宣祖は明に千秋使を派遣するにあたり、早朝より拝箋の儀を執り行っている¹⁵⁴。宣祖にとってはじめての拝箋の儀であり、その実施方法をめぐっては政府内でやや混乱が生じたことも事実である¹⁵⁵。ついで同年8月11日には千秋節を祝う望宮礼

¹⁴⁸ 「右承旨鄭穀以禮曹言啓曰、今此誕生日及冬至陳賀之禮、又命權停、群下之情不勝缺然、凡遇節日、百僚咸造明庭、備其儀容、修其禮物、瞻望日表、相與舞蹈、而上壽稱賀者、臣子之至情也、十餘年來、自上每下權停之教、(中略)兩日陳賀時、親臨舉動、雖不敢更爲啓達、亦有權停例行禮之規、自今以後、遇節日、容令王世子率百官行此禮、則臣子享上之道、庶幾少伸、大臣之意亦然、敢此仰稟、傳曰、不必」(『宣祖実録』卷192、38年10月癸亥[22日]条)。

¹⁴⁹ 「上行望闕禮、○王世子率百官、行陳賀禮」(『宣祖実録』卷193、38年11月壬午[12日]条)。

¹⁵⁰ 「辰時、上御別殿、(中略)柳永慶(=領議政兼經筵領事)曰、宗廟・宮闕不可不營建、宜先料理可也、朴弘老(=礼曹判書兼特進官)曰、自上接見天將之時及望闕禮時、大内甚狹、百官班行不成模樣、西墻外有空地、構一小室以爲御殿、用於朝會時何如、上曰、可爲則爲之、(後略)」(『宣祖実録』卷193、38年11月癸酉[3日]条)。

¹⁵¹ 『国朝五礼儀』卷3、嘉礼、拝表儀[拝箋附]。『国朝五礼序例』卷2、嘉礼、排班図、正至及聖節望闕行礼之図。

¹⁵² 『明神宗実録』卷364、萬曆29年10月己卯(15日)条。『明光宗実録』卷1、総書。

¹⁵³ 「上親臨、行進賀拜表禮」(『宣祖実録』卷145、35年正月庚子[7日]条)。

¹⁵⁴ 『宣祖実録』卷150、35年5月朔壬戌条。

¹⁵⁵ 皇帝を象徴する「闕牌」に対して、皇太子を象徴する「宮牌」があるに相違ないが、宣祖は未見のため、その調

が実施されており¹⁵⁶、宣祖年間ではこの記録を初見とし、千秋望宮礼の実施記録を計2件確認することができる(【表2】44・47)。

ところが、これより4年後の宣祖39年4月には特異な事例が2件みえる。以下にその記録を列挙しよう(【表2】56・57)。

卯時、行望闕禮、千秋使洪慶臣・書状官李馨遠等赴京師、(『宣祖実録』卷198、39年4月甲子[26日]条)

卯時、行望闕禮、聖節使李覺・書状官柳慶宗等赴京師、(同書卷198、39年4月丁卯[29日]条)

前者は千秋使として礼曹参判洪慶臣一行が明に派遣された際の記録であり、3日後には聖節使として戸曹参判李覺一行がやはり北京に赴いている¹⁵⁷。一見してわかるように、千秋使と聖節使の赴京に先立ち、宣祖はいずれの場合も早朝より望闕礼を実施した。朝鮮の礼と法では、朝鮮国王が望闕礼を実施するのは正朝・冬至・聖節と千秋節(厳密には望宮礼という)であって、朝貢使節の派遣の際に望闕礼を実施することはない。朝鮮国王としては異例の行動様式であったというほかない。この年宣祖39年は正朝と聖節にも通常どおり望闕礼が実施されており¹⁵⁸、宣祖はこの1年間に計4回の対明遥拝儀礼を執り行ったことになる(【表2】55～58)。

では、なぜ宣祖は聖節使と千秋使の派遣に際して望闕礼を実施したのであろうか。この年宣祖39年は宣祖の即位40周年にあたり、正月15日には略式の賀礼につづいて光海君と百官がそれぞれ賀箋を進上し、全国に恩赦令を頒布した¹⁵⁹。3月上旬には宣祖にとって待望の嫡子(永昌大君)が誕生し¹⁶⁰、そのうえ4月中旬には明の皇太子に第1子(のちの熹宗天啓帝。在位1620～27年)誕生との詔勅を伝達する明使朱之蕃(翰林院修撰、従6品)・副使梁有年(礼科左給事中、従7品)一行¹⁶¹を漢城に迎え入れており、朝鮮国内外では慶祝ムードが高まっていたのである。太平館にて迎詔の儀をつつがなく終えた宣祖は「内服同様の待遇に皇恩の限りでございます」と明使の来朝に感謝し、「小邦は皇恩により今まで保全され、昊天の限りでございます」と国家保全の「皇恩」にあらためて感謝した¹⁶²。すでに壬辰倭乱は終息し、日本の徳川政権とのあいだには通信使派遣の可否が論じられていた頃である¹⁶³。朝

査を礼曹に命じた。『宣祖実録』卷150、35年5月甲子(3日)条。

¹⁵⁶ 「卯時、上行千秋望宮禮」(『宣祖実録』卷153、35年8月庚子[11日]条)。

¹⁵⁷ 当時の朝鮮国王名義の表・箋は朝鮮史編修会編『事大文軌(朝鮮史料叢刊第7)』(朝鮮総督府、京城、1935年3月影印。底本はソウル大学校奎章閣蔵本)卷46、萬曆34年8月17日付、朝鮮国王表(聖節賀表)、および萬曆34年8月11日付、朝鮮国王箋(千秋賀箋)。

¹⁵⁸ 『宣祖実録』卷195、39年正月朔庚午条。同書卷202、39年8月癸丑(17日)条。

¹⁵⁹ 「午時、以權停禮行賀禮、王世子率百官、進箋稱賀、頒赦文于八道、(後略)」(『宣祖実録』卷195、39年正月甲申[15日]条)。

¹⁶⁰ 『宣祖実録』卷197、39年3月甲戌(6日)条。この日、領議政柳永慶は左副承旨を介して永昌大君の誕生を祝う賀礼の挙行を申し出た。当時の光海君に対する柳永慶の牽制は具徳會「宣祖代 후반(1594～1608) 政治体制의 재편과 政局의 動向」(『韓国史論』20集、ソウル大学校人文大学国史学科、ソウル、1988年12月) pp.262-265、韓明基『광해군—탁월한 외교정책을 펼친 군주』(歴史批評社、ソウル、2000年7月) pp.75-77。

¹⁶¹ 『明神宗実録』卷416、萬曆33年12月乙卯(15日)条。

¹⁶² 「辰時末、上先到太平館、入幕次、兩使隨後入來、上祇迎詔敕、行宣詔禮畢、上入幕次、(中略)上詣天使前、行拜禮後、上曰、皇孫誕生、大人來臨、視同内服、皇恩罔極、大人又許留詔、尤極多謝、天使曰、帝命也、(中略)上行茶禮畢、上曰、小邦蒙皇恩、至今保全、昊天罔極、(後略)」(『宣祖実録』卷198、39年4月己酉[11日]条)。

¹⁶³ 中村栄孝、前掲書「三 江戸時代の日鮮関係」p.264。三宅英利、前掲書「第二篇第一章 幕藩体制確立期の

鮮王朝を取りまく東アジア情勢も変貌しつつあったが、宣祖の萬曆帝に対する「皇恩」が揺るぐことはなかった。そのうえ明使の漢城滞在中、もと領議政李恒福等が明使に光海君の王世子冊封を要請する呈文(陪臣名義で発給する文書)を提出し、萬曆帝に上奏を依頼した¹⁶⁴。光海君は壬辰倭乱勃発直後に王世子に冊立されたが、宣祖の嫡子ではなく庶子であったゆえ、いまだ明から正式に朝鮮の王世子として承認されていなかったからである。呈文を受け取った明使は王世子冊封の重要性を承知しつつも、使臣が関与すべきではないと依頼を拒否し、呈文は返却された¹⁶⁵。光海君の冊封問題が彼に「反明感情」を抱かせる素地を提供したことは、すでに韓明基氏によって指摘されている¹⁶⁶。おそらく4月下旬に実施された千秋使と聖節使の派遣にともなう望闕礼の背景には、光海君の冊封に期待する政治的意味もあったに相違ない。

のちに宣祖は冬至の望闕礼も執り行う予定であったが、体調不良のため直前になって停止の命を下した(【表2】58)。宣祖は「望闕礼を実施できないのは、極めて遺憾である」とその心情を承政院に語っている¹⁶⁷。ここで想起されるのが成宗の発言である。すでに述べたように、成宗は「予が望闕礼を行うときは、身体はここ朝鮮に在るとはいえ、親しく自ら皇帝に拝謁することと同じである」と語ったことがある¹⁶⁸。短い記録ではあるが、朝鮮前期における望闕礼の性格を端的に示すものであろう。朝鮮国王は毎年冬至には冬至使を、明帝の誕生日には聖節使を派遣するなど、名節ごとに陪臣として朝貢使節を派遣することにより対明事大の礼をつくしてきた。しかしながら、朝鮮国王みずからが「蕃王」として帝都北京に赴き、明帝に拝礼することはできない。そこで朝鮮国王はやむをえずその代替措置として望闕礼を実施しているのである。朝鮮国王にとって、望闕礼はまさに天子に謁見するに等しい国事行為であったといえよう。かつて李成茂氏は朝鮮国王の政治権力のひとつとして外交権に注目し、「国王が直接外国に行くことはなかったが(望闕礼だけは行った)、外国の使臣は直接接見した」と述べたことがある¹⁶⁹。しかし、「望闕礼だけは行った」との叙述はこの儀礼の性格を過小評価するものと思われる。望闕礼とは朝鮮国王が直接紫禁城の皇帝の前に参内するに等しい外交儀礼であり、朝鮮国内ではこれを政治権力として利用していた、と筆者は考える。

通信使」pp.155-158。

¹⁶⁴ 『宣祖実録』卷198、39年4月壬子(14日)・庚寅(16日)条。『事大文軌』卷46、萬曆34年4月16日付、朝鮮国原任議政府領議政李恒福等呈礼部(請封世子事百官呈)。

¹⁶⁵ 「右承旨宋駿以禮曹言啓曰、昨日百官呈文于兩天使、則答曰、此乃重事、你國奏聞于天朝、則禮部・禮科、自當處置、非出使之人所預知云、呈文還出給矣、傳曰、知」(『宣祖実録』卷198、39年4月乙卯[17日]条)。

¹⁶⁶ 韓明基、前掲書「제2부 제1장 광해군 초・중반 조명 사이의 쟁점」pp.187-195。同、前掲『광해군』pp.72-74。

¹⁶⁷ 「行都承旨黃暹以本院意啓曰、聖候愆和、方在調攝之中、冬至望闕禮、若冒寒行之、則必致添傷、事勢如此、決不可爲、臣等方議請停、今承下教、極爲允當、本朝陳賀、則八方既已進箋、王世子・大臣率百官行禮、自上雖不得親臨、自有權停禮、恐不可全然闕之、(中略)傳曰、望闕禮不得行之、極爲未安、而方患痰喘、不得出外、勢難行禮矣、本朝陳賀、則尤不必行之事、權停爲可」(『宣祖実録』卷205、39年11月丙戌[21日]条)。すでに全国から冬至を祝う箋が漢城に届いており、当日は宣祖不在のまま、光海君と大臣が百官を率いて朝賀礼を実施したものと考えられる。

¹⁶⁸ 前掲註17の『成宗実録』卷284、24年11月己亥(8日)条、参照。

¹⁶⁹ 李成茂、前掲書「제1부 제1장 조선시대의 왕권」p.28。

Ⅲ. 「日本国王」豊臣秀吉の冊封儀礼

1. 日本国王冊封使の復命報告

日本国王冊封使李宗城の釜山逃亡(宣祖29年4月)後、明政府では副使の楊方亨を正使に、遊撃の沈惟敬を副使に昇格させることに決定した。冊封使の人選にあたっては従来、琉球国王に対しては文臣を、「虜王」つまり蛮族の王に対しては武官を派遣することが慣例となっており、また北京からあらためて使者を派遣するという時間的な遅延も考慮した結果、萬曆帝が兵部尚書石星の上奏を受け入れて最終判断を下したものである¹⁷⁰。「外国は永久不変に冊封体制の中にはまり得ると信じて疑わない皇帝」¹⁷¹にも多分に問題があったに相違ない。一方の豊臣秀吉はこの明使一行の来日を心待ちにしていた。すでに文禄4年(宣祖28、1595)5月下旬に秀吉は小西行長・寺沢正成宛てに、沈惟敬に提示することを想定した3ヶ条からなる「朝鮮差軍の將に諭す、大明・朝鮮と日本和平の条目」を発している。第1条は朝鮮の王子1人を秀吉の「大名」に取り立てて朝鮮四道を与える、第2条は15ヶ所の日本側城塞(いわゆる「倭城」)のうち10ヶ所を破却する、第3条は金印を用いた「勘合」の復活であった。このうち、第3条には「大明皇帝、朝鮮国との和平を懇求するに依り、これを赦す。しからば則ち礼義を為して詔書を賚^{たま}い、大明勅使日本に渡すべし」とあり、日明間の講和の位置付けに誤解が生じたまま、日本では明使を迎える準備が進んでいたのである¹⁷²。

イエズス会の年報によれば、慶長元年(宣祖29)8月下旬に堺から大坂へ向かう冊封使の様子について、ルイス・フロイス(Luis Frois)は、

使節一行は八(九)月二十日に大坂から九千(小)歩隔たった堺から平坦な立派な道を通って出発したが、その道には堺の貴婦人たちが、道行く使節一行を見物することができるように幾層かの栈敷を道の両側に幾つか構えさせた。(中略)

それからあまり間隔をおかずに正使の随員たちが二列になって進み始めた。また彼らの前方には、十本の真紅と鮮黄色の旗が進んだ。これらの後部には文字板、あるいは板に丸みをおびた文字で(汝を封じて日本国王となすと)大書された条項が運んで行かれた。

と報告している¹⁷³。江戸時代の朝鮮通信使を彷彿させる光景である。この「太閤がシナ使節一行を謁

¹⁷⁰ 『明神宗実録』卷297、萬曆24年5月庚午(4日)条。三木聰、前掲「万曆封倭考(その二)」pp.23-25。壬辰倭乱後、明政府では海上航行の危険性や財政上の問題に華夷の別という名分論まで絡み、福建にて琉球の使者に詔勅を授けて冊封する領封論と、琉球に武官1名を派遣して冊封する頒封論が議論されるが、琉球側は1601年に従来どおり文官を派遣するよう要請して萬曆帝の裁可を得た。この領封論と頒封論については金城正篤『沖繩から中国をみる一歴史論集』(沖繩タイムス社、1998年10月)「第三章4 領封論・頒封論一冊封をめぐる議論」pp.272-280、上原兼善『幕藩制形成期の琉球支配』(吉川弘文館、2001年11月)「第二章 豊臣政権の朝鮮出兵と琉球国」pp.43-46、参照。

¹⁷¹ 岡野昌子、前掲「秀吉の朝鮮侵略と中国」p.154。

¹⁷² 佐島頭子「壬辰倭乱講和の破綻をめぐって」(『年報朝鮮学』第4号、1994年5月)pp.27-30。中野等、前掲書「IV 講和交渉の推移」pp.278-280。

¹⁷³ 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集 第I期第2巻(1594年-1596年)』(同朋舎出版、1987年9月)「10 一五九六年(九月十八日付、都発信)十二月二十八日付、長崎発信、ルイス・フロイスの年報補遺」(家入敏光訳)pp.316-318。また、この和平交渉をイエズス会宣教師の記録を補いつつ再考したArcadio Schwade S.J.「朝鮮の役における日明和平交渉について一主として外国史料による」(キリシタン文化研究会編『キリシタン研究』第11輯、吉川弘文館、1966年3月)p.321、参照。

見た次第」の前段には「都の地から司祭某が太閤のシナ使節一行謁見の儀の模様を報告している」とある¹⁷⁴ことから、ある司祭の報告をフロイスが再度整理のうえローマに送ったものであろう。この冊封使一行のパレードの様子に注目した山室恭子氏は、「何と『明帝が秀吉を日本国王に封ずる旨を大きく書いた板』が高々と掲げられて行進しているのが見いだされる」と述べる¹⁷⁵。ただし、ラテン語の書簡集をテキストとするこの報告の「()内は訳者の補足語、または注に入れるべき短文である」¹⁷⁶ゆえ、はたして行列後部の文字板に「封汝爲日本國王」と大書されていたのか、つまりこれから秀吉が日本国王として冊封されることは大坂の群衆にとって公然たる事実であったのかについては、慎重を期すべきであろう。秀吉を冊封すべく盛大な儀仗・楽隊に囲まれた明使一行が大坂へ向かっていたことはフロイスの「証言」どおりであろうが、おそらく秀吉は依然として冊封の意味も「勘合」の意味も理解していなかったと思われる。

そして宣祖29年9月2日(日本暦9月1日)、冊封使楊方亨と副使沈惟敬は大坂城にて秀吉に謁見し、萬曆帝からの日本国王冊封の誥命・勅諭と日本国王の金印ならびに冠服を進呈した。この日の冊封儀礼につき、翌日3日の饗宴もとどこおりなく終えたが、秀吉が提示した講和条件に関する回答はなく、ここに日明講和交渉は破綻した¹⁷⁷。講和破綻の直接的な原因をめぐっては諸説がある¹⁷⁸ものの、秀吉が明の冊封を受けたこと自体はいまのところ問題とされていない。当時、萬曆帝が秀吉を日本国王に封じた誥命と冊封理由を記した勅諭は大阪歴史博物館と宮内庁書陵部にそれぞれ現存し、京都の妙法院には秀吉に頒賜された麒麟文様の常服(文武官が朝廷に参内するときの平服)をはじめ、冠服22点が伝来する¹⁷⁹。

では、秀吉を日本国王とする冊封儀礼はどのように執り行われたのであろうか。宣祖29年12月上旬の実録記事によれば、秀吉に接見の機会さえ与えられないまま帰国の途についた朝鮮通信使黄慎

¹⁷⁴ 松田毅一監訳、前掲書「10 一五九六年(九月十八日付、都発信)十二月二十八日付、長崎発信、ルイス・フロイスの年報補遺」pp.315-316。

¹⁷⁵ 山室恭子『黄金太閤一夢を演じた天下人』(中央公論社、1992年11月)p.155。また金子文子「이벤트로서의 朝鮮通信使—豊臣政権期에 과건된 동신사를 중심으로」(『日本歴史研究』第22輯、ソウル、2005年10月。のち曹圭益他編『조선동신사 사행록 연구총서12(정치·선박·제도·종교·교육·식품·기예)』学古房、ソウル、2008年4月に再録)p.64も山室氏のこの叙述を踏襲する。

¹⁷⁶ 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集 第I期第1巻(1588年-1592年)』(同朋舎出版、1987年7月)凡例。

¹⁷⁷ 石原道博、前掲『文禄・慶長の役』pp.108-109。中村栄孝、前掲書「二 豊臣秀吉の外征」pp.201-203。李焜錫、前掲書「第三篇第十一章第四節 交渉の終局」pp.500-504。北島万次、前掲『豊臣秀吉の朝鮮侵略』p.179。三鬼清一郎、前掲「関白外交体制の特質をめぐって」p.87。鄭樑生、前掲書「第五章第六節 丁酉の役」pp.541-542。

¹⁷⁸ たとえば、明側史料に基づいて講和交渉の推移を述べた邊土名朝有氏は、朝鮮の大臣の来賀を要求したにもかかわらず、微官の黄慎を派遣したことが秀吉を怒らせたという(同、前掲書「第一部第四章 明の冊封体制と文禄・慶長の役」pp.150-151)。一方、佐島顕子氏は、朝鮮側には豊臣政権に組み込まれる意志はなく、明もまた秀吉の朝鮮支配を容認しなかったところに講和破綻の原因を求め(同、前掲「壬辰倭乱講和の破綻をめぐって」pp.36-37)、中野等氏は朝鮮半島からの完全撤退問題を講和破綻の主たる要因とみる(同、前掲書「IV 講和交渉の推移」pp.290-292)。

¹⁷⁹ 大庭脩『古代中世における日中関係史の研究』(同朋舎出版、1996年2月)「第十三章 豊臣秀吉を日本国王に封ずる誥命」。中村栄孝「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する誥命・勅諭と金印について」(『日本歴史』第300号、1973年5月)pp.116-119。河上繁樹「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する冠服について—妙法院伝来の明代官服」(『学叢(京都国立博物館)』第20号、1998年3月)。

(敦寧府都正。正3品堂上官)・副使朴弘長(掌楽院正、のち上護軍。正3品堂下官)の一行¹⁸⁰は、冊封使が明の兵部に上奏した稟帖(下級官吏より上級者に宛てた文書)2通と秀吉の謝恩表1通(偽作)を贍写のうえ漢城に送っている¹⁸¹。このうち、遊撃沈惟敬より兵部宛ての稟帖をみてみよう。

[沈遊撃兵部稟帖曰]、爲完報東封事、閏八月十八日卑職(=沈惟敬)等、奉到欽鋪龍節・璽書等件、秀吉擇以九月初二日、迎於大坂受封、卑職先往教禮、奉行惟謹、至期、迎請冊使、直至中堂、頒以誥印・冠帶服等項、率衆行五拜三叩頭禮、件件頭項、習華音、呼萬歲、望闕謝恩、一一如儀、禮畢、開宴使臣及隨行各官、是晚、秀吉親詣卑職寓所、稱謝、次早、謁謝楊正使、饋以衣刀・甲馬、各馬官亦饋刀幣、極言感戴天恩不盡、再三慰勞、(中略)萬曆二十四年十月日、(『宣祖実録』卷83、29年12月己巳[7日]条)

この上奏文の題目は「東封を完報」、つまり豊臣秀吉の日本国王冊封を完了したと報告したものである。この年閏8月(日本暦8月)18日に冊封使楊方亨と沈惟敬の一行は、軍事権を天子より委任されたしるしである龍節(龍の飾りのついた旗印)と璽書(詔勅)を携えて日本の堺港に到着した。そして9月2日に秀吉は冊封使を大坂城に迎え入れ、「受封」つまり冊封を受けることになる。ただし儀礼の手順は煩雑であるため、沈惟敬が事前に行礼手順を教えたところ、秀吉はただ指示のままに恭しく行ったという。中央の御殿に案内された冊封使は誥命・金印のほか、皮弁冠服(本来、朔望の視朝・四夷朝貢の際に着用する祭服の1種)を進呈した。この皮弁冠服は琉球国王と同等の郡王(皇帝の孫)ランクに相当するが、かつての室町将軍が朝鮮国王と同じく親王(皇子)ランクの九章冕服を授かったことを勘案すれば、秀吉は明らかに格下げの扱いであった¹⁸²。秀吉は諸大名を率いて五拜三叩頭の礼を行い、儀礼の手順どおりに中国語で「萬歲」を叫び、また「望闕」して謝恩したという。こうして豊臣秀吉を日本国王に冊封する儀礼は何ら問題なく完了し、冊封使とその随行員が宴席に招かれた。朝鮮国王が明使のために行う翌日宴に相当する接待儀礼とみてよからう。宣祖29年12月の実録記事は沈惟敬の稟帖につづき、正使楊方亨が兵部に宛てた掲帖(下級機関が上級機関に提出した文書の1種)を収録しており、9月2日当日にやはり秀吉が「闕を望み、五拜三叩頭の礼を行う」と記録する¹⁸³。

¹⁸⁰ 通信使派遣前夜の使節の名称をめぐる朝鮮政府内の論議、および沈惟敬の接判使であった黄慎と大丘府使朴弘長に対する実職の叙授については三宅英利、前掲書「第一篇第二章 通信使の初期形態」pp.134-136、孫鍾聲「강화회담의 결렬과 일본의 재침」(国史編纂委員会編『한국사29(조선 중기의 외침과 그 대응)』同委員会、果川、1995年11月)pp.105-107、김대길「병신년(丙申年、1596) 통신사행(通信使行)에 관한 연구—황신(黄慎)의 『일본왕환일기(日本往還日記)』・박홍장(朴弘長)의 『동사록(東槎録)』을 중심으로」(朴漢男他『조선시대의 정치와 제도(조선시대 양반사회와 문화2)』集文堂、ソウル、2003年8月)pp.117-122、参照。

¹⁸¹ 「敦寧都正黄慎・上護軍朴弘長等、將冊使等兵部稟帖三道・秀吉謝表、贍書上送」(『宣祖実録』卷83、29年12月己巳[7日]条)。「日本國王臣豊臣秀吉、誠惶誠恐、稽首稽首」の書き出しに始まる秀吉の謝恩表(同書同条、所収)はかつて源道義(義満)が成祖永楽帝に奉った表文と同じ形式であることから、つとに石原道博氏はこれを沈惟敬による偽作であろうと判断した(同、前掲『文禄・慶長の役』pp.114-115、p.211)。『日本往還日記』萬曆丙申9月初8日辛丑条には「(前略)楊天使曰、徐休説、天朝事已完、我已頒敕賜印、而謝恩表文、至今討未得、(後略)」とある。黄慎『日本往還日記』は中村栄孝解題「萬曆丙申秋冬通信使一行日本往還日記」(『青丘学叢』第11号、京城、1933年8月。国書刊行会、1971年4月復刻)を利用した。

¹⁸² 豊見山和行、前掲書「I 第1章 明朝冊封関係からみた琉球王権と身分制」pp.34-38。

¹⁸³ 「[天使兵部掲帖曰]、冊封日本正使等官五軍營等掲衙門署都督僉事楊(=楊方亨)等、爲完報東封事、(中略)倭將行長馳報秀吉、擇於九月初二日、奉迎冊命於大坂地方受封、職等初一日、持節前往、是日即抵大坂、次日、領受欽賜圭(=玉製の笏)・印・官服、旋即佩執頂被、望闕行五拜三叩頭禮、承奉誥命受封

一方、9月2日当日に朝鮮通信使黄慎の一行は秀吉の不興を買ったため、冊封儀礼の「場」に同席することができなかった。しかしながら黄慎の日本紀行『日本往還日記』によれば、関白秀吉が冊封を受け、また萬曆帝の「陪臣」となる徳川家康以下の諸大名40人に明の冠服と職帖が授けられたことを、黄慎はその翌日3日に聞き及んでいる¹⁸⁴。同じく黄慎は秀吉の言葉として、「天朝はすでに使節を派遣して冊封した。我はしばらくこれを忍耐した」と『日本往還日記』に記しており¹⁸⁵、秀吉がともかく冊封を受諾したことは疑いない。

では、実際に日本国王冊封使楊方亨は今回の任務を明政府にどのように報告したのであろうか。秀吉が冊封を受諾したとの情報はこの年11月中旬、ついで12月下旬に明政府に届いた¹⁸⁶。ところがその間、朝鮮国王の咨文を通して加藤清正が今冬、朝鮮に再出兵するであろうとの情報も入手していた¹⁸⁷。そこで次に、翌年の萬曆25年(宣祖30)3月に北京に戻った冊封使楊方亨の復命報告を掲げよう¹⁸⁸。

冊封日本正使楊方亨回京上疏、直言封事顛末、正欺罔以絶禍源、(中略)閏八月十五日、欽補諸物甫至、行長馳奏秀吉、即擇九月初二日、于大坂受封、惟敬先去教禮、封時、委行五拜三叩頭禮、呼萬歲、次日、至臣寓、稱說感戴天恩、(後略)(『明神宗実録』卷308、萬曆25年3月己酉[19日]条)

楊方亨の報告によると、冊封を受ける際に秀吉は沈惟敬の教えどおりに五拜三叩頭の礼を行い、「萬歲」を叫んだという。先にみた沈惟敬の稟帖および楊方亨の掲帖とあわせて考えると、冊封儀礼における行礼手順のなかで秀吉が「望闕」したことも、あながち虚偽の報告ではあるまい。若干の潤色はあったにせよ、こうした儀礼的手続きは四夷の封王を恩恵的にみる明側の論理では至極当然のことであり、冊封使として派遣された楊方亨もまた恩恵的な立場で報告せざるをえないであろう。のち、清の谷應泰(1620-90)撰『明史紀事本末』に「平秀吉は3日間齋戒沐浴して使節を出迎え、冊封を受けるにあたっては五拜三叩頭と山呼(=万歳を叫ぶこと)の礼を行った」とある¹⁸⁹のは、楊方亨による復命報告を継承したものであろう。しかしこの日、日明間の和議破綻により総責任者の兵部尚書石星は失脚、死罪となり、楊方亨も解任の処分となる。

訖、嗣至職等寓所、再申感激天恩、及慰勞職等涉歷勞頓等語、(中略)萬曆二十四年九月初五日(『宣祖実録』卷83、29年12月己巳[7日]条)。

¹⁸⁴ 「聞關伯已爲受封、諸倭將四十人、具冠帶受官云、(後略)」(『日本往還日記』萬曆丙申九月初三日丙申条)。

¹⁸⁵ 「(前略)關伯大怒曰、天朝則既已遣使冊封、我姑忍耐、而朝鮮則無禮至此、今不可許和、(後略)」(『日本往還日記』萬曆丙申九月初六日己亥条)。김대길、前掲『병신년(丙申年、1596) 통신사행(通信使行)에 관한 연구』p.131。中野等、前掲書「IV 講和交渉の推移」p.290。

¹⁸⁶ 「兵部題、董一元報、關白已于九月初一日受封、初九日、冊使回、已到南戈崖(=名護屋)、報聞」、「冊封日本正使楊方亨題、關白于九月初二日受封、報聞」(順に『明神宗実録』卷304、萬曆24年11月甲辰[12日]条、同書卷305、萬曆24年12月辛卯[29日]条)。

¹⁸⁷ 「薊遼總督孫鏞奏、朝鮮國王咨文稱、關白因朝鮮不遣王子致謝、復欲興兵、清正等今冬過海、大兵明年調進、乞要先調浙兵、駐紮要害、以爲聲援、章下兵部」(『明神宗実録』卷305、萬曆24年12月丙寅[4日]条)。

¹⁸⁸ 楊方亨の復命報告は邊土名朝有、前掲書「第一部第四章 明の冊封体制と文禄・慶長の役」pp.152-153にその全文が紹介された。

¹⁸⁹ 「楊方亨・沈惟敬奉冊如日本、平秀吉齋沐浴三日、迎郊節使、受封、五拜三叩頭・山呼禮、禮畢、款使者至備、(後略)」(『明史紀事本末』[前掲『文淵閣四庫全書』第364冊、所収]卷62、援朝鮮、神宗萬曆24年9月条)。ただし、石原道博氏は「誇大な舞筆であろう」と判断する(同、前掲『文禄・慶長の役』p.109)。

2. 景轍玄蘇とルイス・フロイスの「証言」

さて、朝鮮通信使黄慎の一行が大坂城での冊封儀礼の「場」に直接居合わせていなかったことを想起されたい。通信使一行は宣祖の国書さえ渡すことができないまま、冊封使とともに宣祖29年9月9日の午後に堺港で乗船し、翌日釜山へ向けて出帆した¹⁹⁰。実際に黄慎は帰国に先だち軍官趙徳秀に密書を持たせて朝鮮に派遣しており、その趙徳秀は11月に御前にて、朝鮮通信使の「一行の者は皆、明使の行動と秀吉冊封の様子を見ていません」と報告していた¹⁹¹。黄慎は明使に対し、軍官と訳官を冊封儀礼が執り行われる会場に送り込んで立ち会わせたいと要請したが、その必要はない、と明使は断ったという。むろん、このとき「賊の情勢が急変した」との密書を受けた朝鮮政府では、明に奏聞使を派遣して事情を急報するよう備辺司が要請し、宣祖の裁可を得た¹⁹²。1ヶ月後の12月下旬に宣祖はようやく漢城に戻った黄慎を別殿にて引見し、王命を帯びて異域の日本へ往来した労をねぎらった。当時の様子を実録記事にみてみよう。

申時、上御別殿、引見黄慎、上曰、爾以國事往來異域、多苦勞、慎曰、奉使無狀、不能傳命、臣罪當萬死、上曰、此非奉使人之罪、勿爲未安、且其處賊情何如、慎曰、(中略)因令明日、獨接天使、翌日兩天使行封、關白立於庭上、五拜三叩頭、敬受賜衣、其臣四十餘人皆受欽賜有差云、臣以關白禁不入參、故不得親見、其間曲折未能詳知、而因人傳聞亦難盡信、上曰、關白行禮、何以爲之云乎、慎曰、以倭服受敕、而拜禮則或云爲之、或云不爲矣、(後略)〔『宣祖実録』卷83、29年12月癸未〔21日〕条〕

黄慎は朝鮮通信使として日本に渡ったにもかかわらず、職責を果たすことができなかったことをまず謝罪した。しかし宣祖にとっては日本の情勢、とりわけ秀吉がはたして明の冊封を受けたのかどうか、気がかりであったようである。そして黄慎の回答は、沈惟敬と楊方亨が兵部に報告した内容とほぼ同様であった。つまり、9月2日に関白秀吉は冊封使を前に恭しく五拜三叩頭の礼を行って冠服を授かり、また諸大名40余人もそれぞれ位階に応じた官服を受け取ったことを、伝聞のかたちで報告した。たしかに秀吉の五拜三叩頭の礼は沈惟敬と楊方亨も報告済みである。ただ、その行礼の「場」が豊敷きの大広間ではなく「庭上」であったというのは、黄慎が朝鮮王宮の「殿庭」「闕庭」をイメージしたのであろう。そのため、宣祖が秀吉の行礼の様子を具体的に問うと、大坂城にて接見を許されなかった黄慎は「倭服を着用して勅書を受け取りましたが、拝礼したともいいいますし、拝礼しなかったともいいいます」と回答するほかなかったのである。黄慎は現場にいなかった。

黄慎の復命報告は先にみた楊方亨・沈惟敬の報告に比べると、やや曖昧な点が残る。こうした史料

¹⁹⁰ 『日本往還日記』萬曆丙申九月初9日壬寅・初10日癸卯条。

¹⁹¹ 「巳初、上引見黄慎軍官趙徳秀・朴挺豪等于別殿、上曰、賊中所聞如何、盡言之、徳秀曰、(中略)九月初一日、副使先往五沙蓋(=大坂)、關白不見、上使午後始至、期初二日相見封受云、黄慎稟於天使衙門、請差軍官・譯官跟往受封之處、以觀形勢云、天使曰、不必帶去云、故一行之人、皆未見天使舉動及關白受封節目、上曰、然則已行封王禮乎、徳秀曰、臣不得目觀、只所聞如此耳、(後略)」〔『宣祖実録』卷82、29年11月戊戌〔6日〕条〕。趙徳秀の経歴は不明であり、のち慶山県令(従5品)となった朴挺豪も職務怠慢により罷免となったことが伝わるにすぎない(同書卷113、32年5月癸丑〔6日〕条)。

¹⁹² 「備邊司啓曰、黄慎状啓已到、賊情已變、事勢至此、唯當速具事情、告急於天朝、請出奏聞使、令承政院文書磨練、(中略)傳曰、依啓」〔『宣祖実録』卷82、29年11月戊戌〔6日〕条〕。中村栄孝、前掲書「二 豊臣秀吉の外征」p.219。

上の制約は日本の場合も同様である。つとに中村栄孝氏は、

このときの事情は、日本の文献類に、かなりよく事実を伝えた詳しい記述もあるが、講和交渉の真相がとらえにくいように、近世いらい、日本国王冊封などに関する歪曲された理解が加えられてきた。

と注意を喚起した¹⁹³。たとえば、秀吉が日本国王に冊封されたことを知るや、激怒して冕服を脱ぎすて誥命を破ったとする頼山陽『日本外史』(1827年)は、典型的な近世以来の誤解であろう¹⁹⁴。そもそも大坂城における秀吉の冊封儀礼を伝える同時代の日本側史料が乏しく、たとえば壬生孝亮(1575-1652)の日記『孝亮宿禰記』(『左大史孝亮記』)では秀吉が「唐人」(明使)と対面し、^{みぶたかすけ}緞子・冠服など多くの進上品があったとの風聞を伝えるにすぎない¹⁹⁵。

秀吉の冊封儀礼を伝える日本側の史料として、筆者は次に掲げる景轍玄蘇の遺稿集『仙巢稿』(慶安3年[1650]刊。国立国会図書館鶯軒文庫蔵)に収録された柳川調信の肖像贊¹⁹⁶に注目したい。

(前略)天將重奏天朝、俾太閤封日本國王、翌年甲午(=文禄3年)、差楊・沈二老爺、爲冊封之使、太閤喜氣溢眉、領金印著衣冠、唱萬歳者三次、(中略)慶長十年龍集乙巳蜡月之尾、(『仙巢稿』卷下、讚類、碑銘并像贊、流芳院殿傑岑宗英居士肖像贊并序)

慶長10年(1605)12月末付けのこの史料によれば、文禄3年(宣祖27)の時点で明では秀吉の冊封が決定し、のち冊封使として楊方亨と沈惟敬の一行が大坂に到着した。景轍玄蘇の回想によれば、太閤秀吉は喜びあふれて金印を拝領し、冠服を身にまとい、そして「萬歳」を三唱したという。景轍玄蘇は柳川調信とともに壬辰倭乱の直前より戦争回避対策とその後の日明講和交渉に奔走してきた禅僧であり、誥命の内容もすでに釜山の日本陣営にて訳読していた¹⁹⁷。当時の数少ない「証言」のひとつといえよう。

この9月2日の冊封儀礼の様子を、イエズス会の年報では先の「太閤がシナ使節一行を謁見した次第」に次のごとく伝えている。

シナ国王の親書には「ふたたび朝鮮を犯すことなかれ」(不得再犯朝鮮)との文言があった。すなわち今後は高麗を侵攻してはならぬ。万一ふたたび汝が侵攻したならば、もはや二度とこのような威光は汝には捧げられぬであろうというのであった。こうして日本人(諸臣)は、あたかもシナの封

¹⁹³ 中村栄孝、前掲書「二 豊臣秀吉の外征」p.202。また中村氏は別稿にて「この重要な外交上の儀礼がどのようにおこなわれたかは、日本の記録から詳しく知ることができない」と指摘する。同、前掲「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する誥命・勅諭と金印について」p.114。

¹⁹⁴ 中村栄孝、前掲「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する誥命・勅諭と金印について」pp.115-116。石原道博、前掲『文禄・慶長の役』pp.111-112。李炯錫『壬辰戦乱史—文禄・慶長の役(下巻)』(東洋図書出版、1977年3月)「第五篇第十八章第二節 本戦役の特徴」pp.329-331。

¹⁹⁵ 「文禄五年九月四日、去朔日於大坂城、太閤有御對面唐人、唐人鈍子千端、唐冠六十頭、進上之由、風聞」(『左大史孝亮記』(『改定史籍集覽』第25冊、近藤活版所、1902年6月、所収))。中村栄孝、前掲「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する誥命・勅諭と金印について」p.114。河上繁樹、前掲「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する冠服について」p.88。

¹⁹⁶ 国立国会図書館はこの木版本3冊のほか、写本の『仙巢稿』3冊も架蔵するが、両者を閲覧したところ引用箇所文字の異同はない。この肖像贊は1605年に没した柳川調信(傑岑宗英居士)のために記した草案または案文(最終稿)であって、流芳院はその菩提寺である。荒木和憲「16世紀末期対馬宗氏領国における柳川氏の台頭」(九州史学研究会編、前掲『境界からみた内と外』、所収) p.172。なお、『仙巢稿』の所在については伊藤幸司氏のご教示を得たことをここに附記して感謝する。

¹⁹⁷ 中村栄孝、前掲書「二 豊臣秀吉の外征」p.199。

建家臣のような身分に留まったのであった。

このすべて(の謁見)は日本の儀式で、すなわち畳の間で座って行なわれた。開会中は太閤と正使(楊方亨)とは対等であった。出席者は(徳川)家康、(前田)筑前(利家)、(上杉)越後(景勝)、(宇喜多)中納言(秀家)、(小早川)金吾(秀秋)殿、毛利(輝元)であったが、彼らは日本国全体士で最大の国主たちであった。盃の後、すなわち酒を少量酌み交わして後、やおら太閤は栄誉ある書冊、すなわちかの大きい黄金の書板(金印)を受理し、それを頭上に推戴し、その時に冠冕をも受領したので、それらを着用するために別室に退いた。シナ人たちは、その別室から現れた(太閤)を非常な栄誉と敬意をもって崇め、それからただちに饗応の品々が丈の高い台座の食膳に載せて運ばれてきた。いとも盛大な宴会と、非常な趣好に富んだ儀式をもってしたので、多くの(使節たち)は食事するよりは観覧しているほどであった。宴会が終ると各々はそれぞれの邸へ帰った。日没になると新国王太閤は遊撃(沈惟敬)を訪問に行き、正使(楊方亨)もまた非常な喜びをもってそこへ来たが、その時太閤は彼らに対し大いに親切に振舞い、彼らはともに楽しく時を過ごした。

やや長文の引用となったが、1596年9月18日付け、大坂発信のこの書信は明・朝鮮・日本の3国以外の中立的立場で記された記録といえよう¹⁹⁸。当日、秀吉が誥命の内容をただちに理解していたかについてはいささか疑問が残るものの、金印と冠冕を拝領した「新国王」秀吉が楊方亨と沈惟敬のもとへ直接謝意を表したところは朝鮮・明の実録記事とも符合する。日明間の冊封儀礼そのものに問題は生じていなかったのである。むしろ、フロイスの「証言」は堺から大坂までの盛大な儀仗につづき、趣向を凝らした冊封儀礼、そして何より冊封を喜ぶ秀吉の振る舞いをよく後世に知らしめる。秀吉はこの冊封儀礼により萬曆帝の臣下に、徳川家康以下の諸大名は陪臣になるという、東アジア世界における冊封体制の意味を理解していないのである。

秀吉は宣祖29年9月にたしかに萬曆帝の冊封を受諾した。ところが本来、明が秀吉の冊封を認める条件として提示していたのは、①日本軍の朝鮮からの前面撤退、②冊封のほかに朝貢を要求しない、③再び朝鮮に侵攻しない、という3つの条件であり、これらの条件は「皇帝敕諭日本國王平秀吉」の書き出しに始まる秀吉宛ての勅諭にも明記されている¹⁹⁹。このうち、②の朝貢＝「勘合」の復活要求は和議推進派による日明講和交渉の過程で浮上した条件ではあったが、秀吉は「日本国王」に冊封されたにもかかわらず、肝心の朝貢貿易は不可能となった。日本の要求が冊封ではなく、領土の要求と朝貢貿易にあるという明政府の警戒心は、すでに冊封使李宗城の逃亡直後からあり、また冊封如何にかかわらず、日本は攻撃を再開するであろうとの見解もあった²⁰⁰。秀吉は、ここにきてようやく今回の冊封の

¹⁹⁸ 松田毅一監訳、前掲書「10 一五九六年(九月十八日付、都発信)十二月二十八日付、長崎発信、ルイス・フロイスの年報補遺」pp.319-320。この日本式の謁見儀礼の様子は簡略ながらArcadio Schwade S.J.、前掲「朝鮮の役における日明和平交渉について」pp.321-322に紹介された。

¹⁹⁹ 三木聰、前掲「万曆封倭考(その一)」pp.47-48、および同「万曆封倭考(その二)」p.5。三木聰氏が指摘したように、秀吉宛ての勅諭には「原約三事」として「自今釜山倭衆、盡數退回、不敢復留一人、既封之後、不敢別求貢市、以啓事端、不敢再犯朝鮮、以失鄰好」とある(同、前掲「万曆封倭考(その一)」p.94の註(18)。大庭脩、前掲書「第十三章 豊臣秀吉を日本国王に封ずる誥命」p.245)。また、冊封策の矛盾は佐島顕子、前掲「日明講和交渉における朝鮮撤退問題」pp.109-110に指摘されている。

²⁰⁰ 小野和子、前掲書「第二章第二節 日明和平交渉をめぐる政争」pp.129-30。邊土名朝有、前掲書「第一部第

真意に気づいたのではなからうか。秀吉にとって「日本国王」の冊封はまったく意味をなさず、秀吉が東夷の「蕃王」として中華帝国を中心とする東アジア世界システムに組み込まれることはついになかった。

むすび

本稿ではまず前半部において、朝鮮前期(15・16世紀)の東アジア世界における国際環境について、明を軸に朝鮮・琉球・日本との冊封関係ならびに儀礼的關係を俯瞰した。次に、後半部では朝鮮宣祖代における冊封儀礼と対明外交儀礼(望闕礼)の実施状況を中心に整理・分析し、そのうえで「日本国王」豊臣秀吉の冊封儀礼について若干の考察を加えた。その結果は、以下のとおりである。

太祖洪武帝は即位後まもなく、周辺諸国に使者を派遣して朝貢を促すとともに、「蕃国朝貢儀」のほか「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀」を定めた。朝鮮王朝では第3代国王太宗が建文帝につづいて永楽帝の冊封を受諾し、太宗3年(1403)に「朝鮮国王」として承認される。この冊封体制に参入した朝鮮は以後、毎年正朝・聖節・千秋節に朝貢使節を派遣し、中宗26年(1531)以降は正朝使を冬至使にかえて聖節使・千秋使・冬至使を派遣する1年3貢の外交体制へと移行した。のみならず、この四大名節に朝鮮の王宮では対明遥拝儀礼が実施された。朝鮮国王が文武百官を率いて王都漢城の王宮より明の皇帝を遥拝する宮中儀礼である。朝鮮国王が直接、紫禁城に参内することは不可能であるため、望闕礼を実施することにより明の皇帝との君臣關係を確認していたのである。

琉球の場合、洪武5年(1372)に中山王察度がいち早く入貢勸告に応じ、第2代武寧が永楽2年(1404)にはじめて「琉球国王」として冊封を受けた。当初は「大琉球国の朝貢は不時なり」として通交制限はなかったが、成化11年(1475)に琉球使臣による殺人事件を理由に貢期を2年1貢に制限、その後、奏請を繰り返して正徳2年(1507)に1年1貢の貢期を獲得したが、嘉靖元年(1522)にふたたび2年1貢を命じられた。琉球における対明遥拝儀礼の実施状況については史料の制約が大きいものの、琉球国王が首里城にて「望闕の礼」を行い、百官も整列して拝礼したとの記録が16世紀半ばの『朝鮮王朝実録』に残る。また、琉球の外交文書集『歴代寶案』に収録された15世紀前半の咨文によれば、聖節・正朝等の名節に尚巴志は洪武帝より頒賜された冠服を着用して宮中儀礼を実施していた。のち18世紀前半に成立した『琉球国由来記』と『琉球国旧記』が示すように、薩摩藩支配下の近世琉球においても冬至・元旦・正月15日の王府儀礼は三大儀礼として最重要視されていた。いずれも断片的な史料ながら、琉球国王はかつて洪武帝が制定した「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀」、つまり望闕礼を琉球なりにアレンジしたうえで実施していたと考えてよからう。

一方、日本では建文4年(1402)に足利義満が京都に明使を迎えて建文帝の冊封を受諾した。永楽元年(1403)に義満は遣明使に「日本国王臣源」名義の外交文書を持たせて入明させると、翌永楽2年に義満はあらためて「日本国王」に冊封された。京都で行われた冊封儀礼の際に義満は三拝して跪き、

恭しく詔書を受け取ったというが、室町殿が明の皇帝との宗属関係を示唆する名節の遥拝儀礼を実施したのかどうかは定かでない。こうして15世紀初めに朝鮮・琉球・日本の「国王」がほぼ同時期に誕生した。ただし、日本国王の貢期は10年1貢であって、東アジア3国のなかでは通交制限がもっとも厳しい。日本に義務づけられた勘合の持参も、朝鮮と琉球は免除されている。そのうえ、15世紀後半以降は明使の来日も途絶え、「勘合貿易」という名の朝貢貿易も16世紀半ばには断絶した。

では、「唐入り」を断行した豊臣秀吉は、中華帝国を中心とする東アジア世界システム(実態は貿易システム)のなかに包摂され、神宗萬曆帝の臣下として儀礼的關係を構築する意志はあったのであろうか。そこで、まずは典型的(ないし模範的)な「蕃王」の事例として、秀吉とほぼ同時代に朝鮮半島を治めていた宣祖の行動様式に注目した。具体的には宣祖代における冊封儀礼、そして望闕礼という対明外交儀礼の「場」を通して16世紀後半の東アジア世界における朝中關係の実相を明らかにした。

宣祖元年(1568)2月に宣祖は穆宗隆慶帝より「朝鮮国王」に冊封する誥命と金印・冕服を授かり、明を中心とする朝貢貿易体制に正式に参入した。『国朝五礼儀』の規定にのっとり、冊封儀礼の「場」で宣祖は宗親・文武百官とともに「萬歳」を三唱したことであろう。明使の漢城滞在はわずか1週間程度であったが、宣祖は『経国大典』の規定どおり下馬宴→翌日宴→上馬宴の順に接待儀礼を執り行い、3月下旬に謝恩使を派遣することによって冊封儀礼は完了した。

宣祖代の対明遥拝儀礼に関しては便宜上、壬辰倭乱以前、戦乱期、壬辰倭乱以後の3期に区分して整理・分析した。まず、宣祖が望闕礼をはじめて実施したのは宣祖5年11月の冬至である。宣祖はやはり『国朝五礼儀』の規定にのっとり、群臣を率いて大明皇帝のために冬至を祝い、ついで群臣は宣祖のために朝賀礼を実施して君臣關係を確認した。このとき朝鮮では萬曆帝の登極を伝達する明使を迎えており、また宗系弁証問題が未解決であったことから、明使の接待には細心の注意を払ったであろう。ただし、その後は氣象光学的日変や日食などの天譴思想、極寒・降雨という氣候条件のほか先代王妃の死去にともない、正朝・冬至の宮中儀礼はしばしば停止を余儀なくされた。とりわけ仁順王后(明宗妃)の忌辰が正月2日であったことから正朝の宮中儀礼の実施に支障が出たが、「上国の礼」である望闕礼は従来どおり正朝に実施し、朝鮮国内の君臣關係を確認する朝賀礼は正月3日に延期することによって対明遥拝儀礼を優先させた。

壬辰倭乱期の場合、宣祖は正朝・冬至そして聖節の望闕礼をほぼ毎年のように忠実に実施した。注目すべきは、宣祖26年5月2日に避難先の平安道永柔県の清溪館にて望闕礼を実施したことであろう。その目的は王都漢城の奪還という「皇恩」(皇帝の恩義)に感謝するところにあった。当日は文武百官のみならず一般の人民まで参列しており、朝鮮の礼制にはない異例の王朝国家儀礼である。ただし、王陵盗掘事件を理由に望闕礼の停止を要請する宗室に配慮し、朝賀礼の実施は見送った。望闕礼は「皇上のためのこと」であり、何より王都の奪還は宗廟・社稷の慶事であった。その後、宣祖は漢城貞陵洞の行宮にて過ごし、南別宮がしばしば望闕礼の会場として使用された。宣祖28年8月の聖節に宣祖はその南別宮にて日本国王冊封使李宗城(のち帰国逃亡)とともに望闕礼を実施した。南別宮は明軍総指揮官の駐屯地でもあり、明ひいては「皇恩」を象徴する空間として認識されていたと推測される。また、大明皇帝の權威の象徴である「闕牌」も南別宮に保管されていたに相違ない。戦乱により王宮の正殿が使えないことから宮中儀礼の実施には困難をともなったが、日明講和交渉の決裂(宣祖29年9

月)後も漢城では名節ごとに望闕礼が厳かに実施された。

倭乱終息期においても正朝・冬至の望闕礼は忠実に実施されており、記録形態は簡略ながら、むしろ明に対する恩義が増幅されている。筆者が注目したのは、いわゆる「丁應泰誣奏事件」をうけて李廷龜が宣祖31年10月に製述した外交文書である。そこには(1)『大明律』の運用、(2)『大統曆』の採用、(3)迎詔の儀、(4)拝表の儀の制度化に加え、(5)正朝・冬至・聖節の望闕礼の実施、(6)朝鮮社会における明の年号の使用が綴られている。ここには東アジア世界における朝鮮と明との国際関係が明快に記されている。宣祖が迎詔・拝表の儀と望闕礼を敬虔かつ厳粛に執り行ったことは、李山海製述の「宣宗大王穆陵誌」にも記されており、また宣祖は第1に皇帝の恩義、第2にも皇帝の恩義、とつねに臣下に語っていた。朝鮮国王の「再造の恩」(国家再造の恩義)はやがて明清交替後に朝鮮小中華意識として高まり、18世紀になると王宮昌徳宮の後苑には洪武帝・萬曆帝・崇禎帝を祀る大報壇が設置されることになる。

壬辰倭乱の終息後、百官が着用する礼服の不備のために朝賀礼の実施は停滞したが、望闕礼はほぼ忠実に実施された。とりわけ宣祖39年4月には千秋使と聖節使を派遣するに際し、宣祖は望闕礼を実施した。朝鮮の礼と法では、朝鮮国王が望闕礼を実施するのは正朝・冬至・聖節と千秋節であって、朝貢使節の派遣の際に望闕礼を実施することはない。朝鮮国王としては異例の行動様式である。この年は宣祖即位40周年にあたり、朝鮮では嫡子の永昌大君が誕生、明でも皇太孫が誕生するなど、朝鮮国内外では慶事があいついだ。その一方で明は庶子の光海君をいまだ王世子として冊封せず、対明関係はかならずしも円滑ではなかったが、宣祖の「皇恩」が揺るぐことはない。ここで想起されるのが、かつて成宗が「予が望闕礼を行うときは、身体はここ朝鮮に在るとはいえ、親しく自ら皇帝に拝謁することと同じである」と語ったことである。望闕礼とは朝鮮国王が直接紫禁城の皇帝の前に参内するに等しい対明外交儀礼であり、朝鮮国内ではこれを政治権力として利用していたと考えられる。儀礼は政治と外交を可視化する空間である。

では、豊臣秀吉は明との外交儀礼の「場」にいかなる所作で臨んだのであろうか。唯一の事例が宣祖29年9月2日(日本暦1日)に大坂城にて執り行われた冊封儀礼である。日本国王冊封使楊方亨と副使沈惟敬が誥命・金印・冠服を進呈すると、秀吉は諸大名を率いて五拝三叩頭の礼を行い、儀礼の手順どおりに中国語で「萬歳」を叫び、また「望闕」して謝恩した。儀礼の手順は煩雑であるため、沈惟敬が事前に行礼手順を教えていたという。こうして豊臣秀吉を日本国王に冊封する儀礼は何ら問題なく完了し、その後は冊封使を接待する饗宴が催された。一方、冊封使に同行した朝鮮通信使黄慎の一行は秀吉に謁見を拒否され、冊封儀礼の「場」に立ち会っていないが、その翌日に秀吉の冊封受諾を聞き及んでいる。黄慎の復命報告によれば、秀吉は冊封使を前に恭しく五拝三叩頭の礼を行って冠服を授かり、また諸大名40余人もそれぞれ位階に応じた官服を受け取ったという。

萬曆帝が豊臣秀吉を日本国王に封じた誥命と冊封理由を記した勅諭は大阪歴史博物館と宮内庁書陵部にそれぞれ現存し、京都の妙法院には秀吉に頒賜された常服をはじめ、冠服22点が伝来する。こうした物的証拠と明・朝鮮の実録記事、景轍玄蘇の遺稿集『仙巢稿』、そしてルイス・フロイスのイエズス会報告書から判断すれば、秀吉が恭しく明帝の冊封を受諾したことは疑いない。ところが、秀吉が提示した講和条件に関する回答はなく、日明講和交渉は破綻した。本来、朝貢の前提として冊封という

基本的な手続きを踏まなければならないが、秀吉は「日本国王」に冊封されたにもかかわらず、朝貢貿易は許可されなかった。こうして第2次朝鮮侵攻が開始され、秀吉が東夷の「蕃王」として中華帝国を中心とする東アジア世界システムに組み込まれることはついになかったのである。

【表1】明代における東南諸国の貢期

国名	貢期
朝鮮	1年3貢
日本	10年1貢
琉球	随時→2年1貢(一時、1年1貢)
安南(ヴェトナム北部)	3年1貢
真臘(カンボジア)	不定期
暹羅(タイのアユタヤ)	3年1貢
占城(ヴェトナム南部)	3年1貢
爪哇(ジャワ島北部)	3年1貢

*『萬曆大明会典』卷105、礼部63、朝貢1、東南夷上を参考に、鄭樑生『明・日関係史の研究』p.66の表「諸国に対する貢期の規定」を一部改変

【表2】宣祖代における望闕礼の実施状況

	年月日	望闕礼	朝賀礼	特記事項
1	5・11・7	○	○	冬至。明使韓世能・陳三謨、来朝
2	6・正・1	○		3日前に望闕礼習儀の記録あり
3	6・11・19		問安	2品以上は四殿に問安
4	7・正・1	停止		前年暮れに気象光学的日変を観測
5	7・11・30	停止	権停礼	気候極寒。百官は冬至の問安のみ
6	8・正・1	停止	問安	玉堂は四殿に問安
7	9・正・1	停止		前年正月2日、仁順王后(明宗妃)死去
8	10・正・1	停止		翌日、魂殿にて大祥祭
9	11・正・1	停止		前年11月下旬、仁聖王后(仁宗妃)死去(3年喪)。ただしこの年正朝の記録なし
10	14・正・1	権停礼	権停礼	朝賀礼は初3日に順延し恒式となす
11	17・正・1	停止	権停礼	闕庭湿る。朝賀礼は3日
12	20・8・17	○	—	聖節(萬曆帝)
13	20・11・23		権停礼	
14	21・正・1		○	朝賀礼は3日
15	22・正・1	停止		日食
16	24・正・1		問安	議政府・六曹東西班2品以上・政院・玉堂、問安
17	25・11・24			全羅道觀察使権慄、冬至慰箋を封進
18	26・正・1	停止	停止	宣祖は義州にあり
19	26・5・2	○	停止	京城奪還の皇恩に謝す(於永柔清溪館)
20	26・11・29	○		於漢城南別宮
21	27・正・1	○		於南別宮。その後、天將に接見
22	27・8・17	○	—	—
23	27・11・11	○		於時御所。この日、宣祖の誕生日
24	28・正・1	○		於時御所

25	28・8・17	○	—	明使李宗城とともに実施(於南別宮)
26	28・11・22	○	問安	於時御所。議政府2品以上・政院、問安
27	29・正・1	○		
28	29・8・17	停止	—	仁聖王后(萬曆帝の母)、死去(8・13)
29	29・11・3	○		在京唐官に設酌を命ず(10・25)
30	30・正・1	○		
31	30・8・17	○	—	於別殿
32	30・11・13	○		於別殿
33	31・正・1	○		王世子(光海君)・群臣を率いて行礼
34	31・11・25	○		於別殿
35	32・8・17	○	—	於正殿
36	32・11・6	○		翌日、宣祖は經理萬世徳の館所にて冬至を祝う
37	33・正・1	○		王世子も入参、行礼
38	33・8・17	○	—	
39	33・11・16	○		於南別宮
40	34・正・1	○	不受	仁順王后忌辰の齋戒
41	34・8・17	○	—	
42	34・11・27	○	問安	大臣及び2品以上、問安
43	35・正・1	○	問安	大臣及び2品以上、問安
44	35・8・11	○	—	千秋節(のちの泰昌帝)
45	35・11・10	○	權停礼	
46	36・正・1	○	問安	政院及び百官、問安
47	36・8・11	○	—	千秋節
48	36・8・17	○	—	王世子・百官を率いて行礼
49	36・11・20	停止		藥房、望闕礼の權停を請う(11・18)
50	37・正・1	停止	問安	宣祖は貞陵洞行宮にあり不豫
51	37・8・17	○	—	1週間前に「十七日望闕礼有り」(8・10)
52	38・正・1	○		於別殿
53	38・8・17	○	—	
54	38・11・12	○	○	王世子、百官を率いて陳賀礼を行う
55	39・正・1	○	問安	三公及び2品以上、問安。宣祖即位40周年
56	39・4・26	○	—	千秋使、北京に赴く
57	39・4・29	○	—	聖節使、北京に赴く
58	39・8・17	○	—	
59	39・11・23	停止	權停礼	宣祖、体調不良により外出不可(11・21)
60	40・正・1	停止	問安	雨により内庭に水漲る
61	41・正・1	停止	問安	前年10月より宣祖、不豫。大臣及び東西班2品以上・六曹堂上、問安

*表の年月日は『宣祖実録』の当該年月日条による。また、聖節と千秋節の場合は朝賀礼・会礼宴は実施されないため、「—」と表記した。